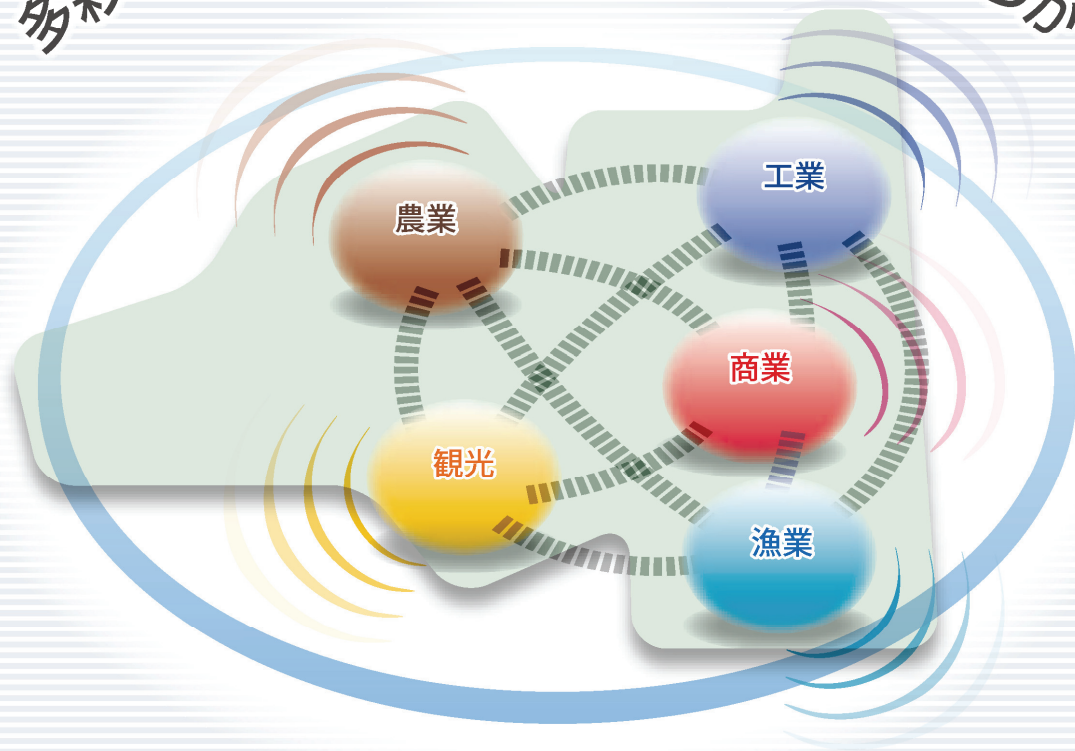


平塚市産業振興計画

～連携して挑戦～

多彩な産業がきらめき 躍動するまち・ひらつか



平成22年3月

平塚市

はじめに

本市では、平成13年3月に策定した「平塚産業活性化ビジョン」に基づき、商業・工業・農業・漁業を中心とした様々な産業の活性化を進めてまいりました。

ビジョンの策定から9年が経過し、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。このような中で、経済危機を始めとした様々な状況に対応していくため、新たな視点に立ち、積極的に産業振興に取り組む本市の姿勢を示すとともに、本市の産業の現状と課題を明らかにし、今後の施策の方向性や具体的な方策を盛り込んだ「平塚市産業振興計画」を策定いたしました。

本計画では、「多彩な産業がきらめき躍動するまち・ひらつか」を目標とし、産業振興の基本方針として「新たな価値創造への挑戦」と「地域産業の安定した発展」の2つを掲げております。また、具体的な施策を体系的、効率的に展開していくため、「商業、工業、農業、漁業、観光の活性化」、「分野横断的な産業振興」、「市場の開拓と付加価値の向上」、「経営基盤の強化」の4つを、大きな柱として位置づけました。

地域産業の振興は、本市の魅力を高めていく上で不可欠であり、生き生きとした地域社会の創造につながるものと考えております。そのためにも、計画の実効性を高めることは、何よりも重要です。今後は、この計画を本市の産業振興の指針とし、産業界を始め市民の皆様とともに力を合わせ、活力と魅力ある本市の産業振興を図ってまいりたいと存じますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

平成22年（2010年）3月

平塚市長 大藏 律子



序章 産業振興計画の策定について -----	1
1. 策定の趣旨と産業振興計画の位置づけ	1
2. 平塚の産業を取り巻く環境	3
第1章 目標と基本方針 -----	11
1. 産業振興の基本方針	11
2. 産業振興の4つの柱	13
第2章 各産業の活性化 -----	14
1. 商業の活性化	14
2. 工業の活性化	20
3. 農業の活性化	27
4. 漁業の活性化	36
5. 観光の活性化	44
第3章 分野横断的な産業振興 -----	51
1. 現状と課題	51
2. 基本的な考え方と体系	53
3. 振興施策	54
第4章 市場の開拓と付加価値の向上 -----	56
1. 現状と課題	56
2. 基本的な考え方と体系	57
3. 振興施策	58
第5章 経営基盤の強化 -----	61
1. 現状と課題	61
2. 基本的な考え方と体系	63
3. 振興施策	64
第6章 産業振興計画の実現に向けて -----	68
資料編 -----	70
1. 本市の都市概要	70
2. アンケート結果の概要	75
3. 策定体制	79
4. 検討経過	81

序章 産業振興計画の策定について

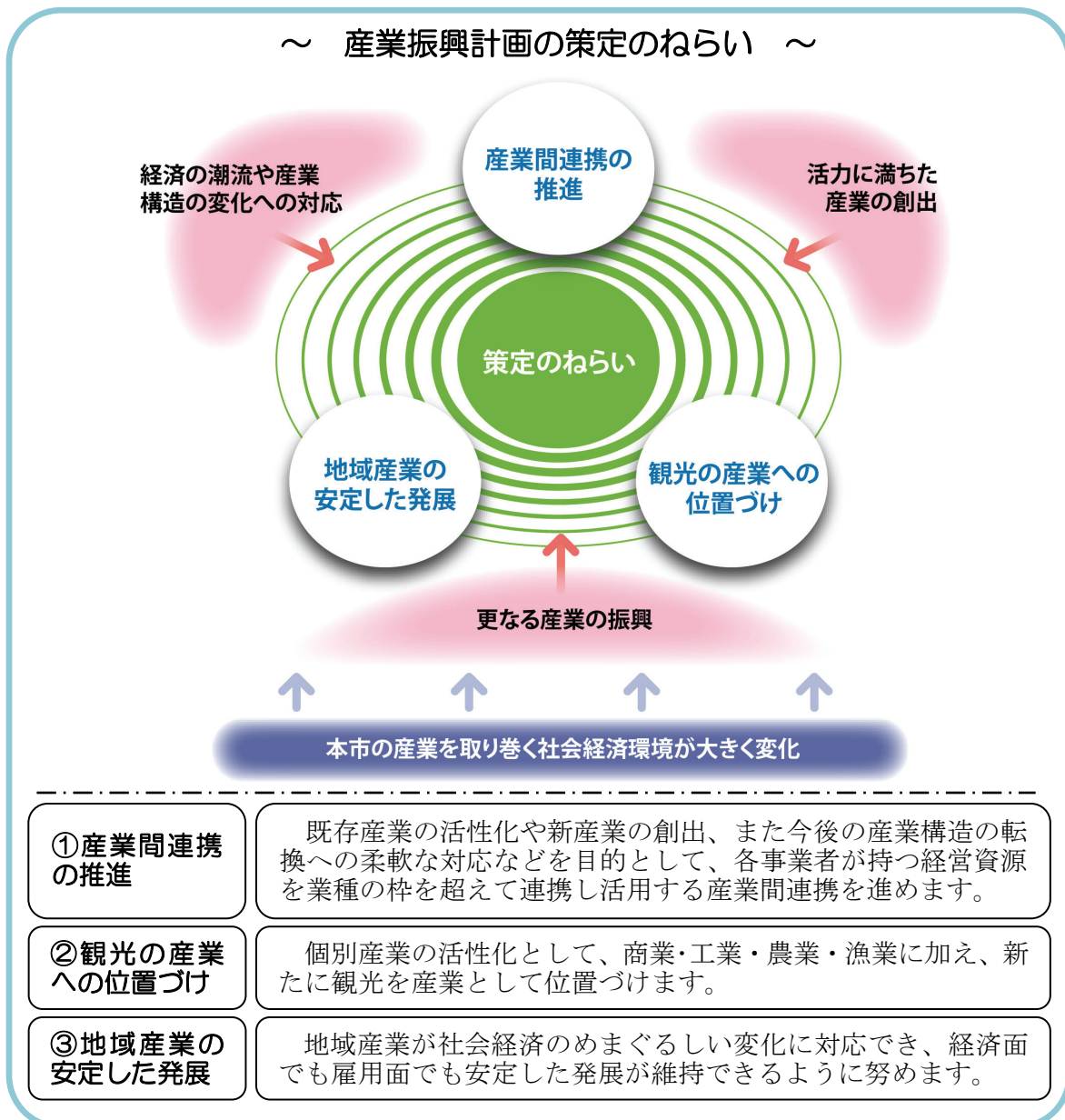
序一1. 策定の趣旨と産業振興計画の位置づけ

序一1-1. 策定の趣旨

本市では、平成13年3月に平塚産業活性化ビジョンを策定し、そのビジョンに基づき地域の産業資源をいかして、本市独自の産業振興を目指した施策展開を進めてきましたが、策定から9年が経過し、策定当時と比べ本市の産業を取り巻く社会経済環境は大きく変化してきました。

このため、新たな視点に立ち計画の全面的な見直しを図ったことから、本市の産業振興に積極的に取り組む姿勢を示すとともに、産業振興の方策を織り込んだものとするため、名称を「平塚市産業振興計画」とします。

これらを踏まえ、以下の3点を産業振興計画策定のねらいとします。

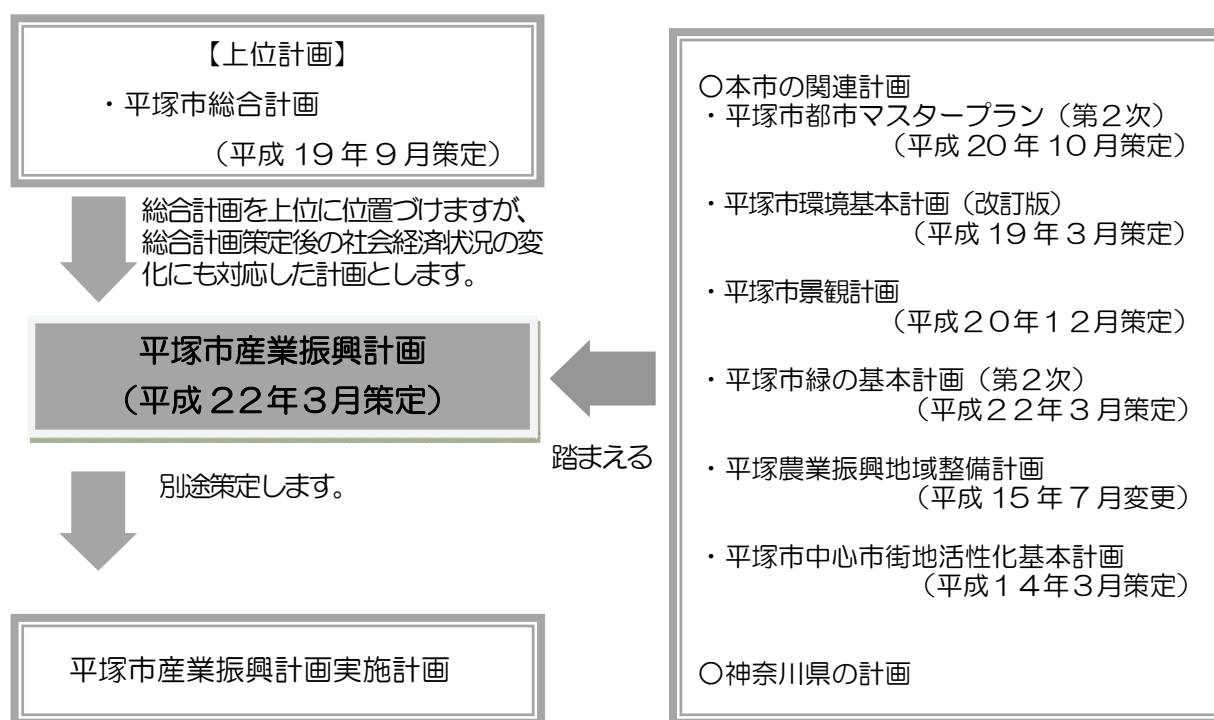


序—1—2. 産業振興計画の位置づけ

(1)位置づけ

本計画は、本市の産業の活性化策を示すものであり、基本は上位計画である「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン（平成19～平成28年度）」における産業分野の計画を具現化及び補完するものです。

総合計画策定後の急激な社会経済状況の変化などへの対応を図るとともに、平塚市都市マスタープラン（第2次）など、関連する諸計画を踏まえた計画とします。



(2)計画期間

計画期間は、平成22年度から平成30年度までの9年間とします。

ただし、急激な社会情勢の変化が生じた場合は、施策の効果及び国や県などの新たな施策の展開等の情勢変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3)事業の進め方

本計画に基づき、別途「実施計画」を策定し、展開を図ります。また、必要に応じて見直しを行います。

序—2. 平塚の産業を取り巻く環境

序—2—1. 平塚の産業を取り巻く広域的な状況変化の影響

(1) 経済～世界的な経済危機

市場のグローバル化の進展により、地球規模での生産体制が広まり、外資系企業の日本進出と日本企業の海外進出が増加したことで、世界を舞台に資本や技術の移転が進みました。

このような中、平成20年秋以降の金融危機は世界的規模で急激に蔓延し、我が国の産業も大打撃を受け生産の縮小及び雇用情勢の悪化を招きました。

本市には、輸送用機械を始め、グローバル化による影響を受けやすい企業が集積しています。こうした企業を始めとする本市産業の活力の回復と持続的な発展のためには、緊急的な対応にとどまらず、本市の各産業が連携して社会・経済の変化に対応していく取組が求められます。

(2) 環境～求められる地球環境問題等への対応

現在、産業界は、大量のエネルギー消費などに伴う地球温暖化問題及び生態系に悪影響を及ぼす物質や廃棄物の排出など、多様な環境問題への対応が求められています。

地球環境問題に対しては、新たな国際的ルールづくりなど、世界的な取組が本格化しています。また、経済政策面では、温室効果ガスの削減に向けた太陽光を始めとする自然エネルギーなどへの投資を景気の浮揚及び雇用の創出につなげる「グリーン・ニューディール」などの取組が始まっています。

温室効果ガスの排出抑制などの環境制約は、本市の産業にも影響を及ぼすものと考えられますが、この環境制約を克服するための機器や製品の開発、生産・流通・消費・廃棄に至る一連の流れの中で各段階における環境負荷を低減することへの対応、あるいは業種・業態の転換などの取組が求められます。

注：環境制約： 地球温暖化防止、3R（リデュース・リユース・リサイクル）、有害物質の適正管理、廃棄物処分地の逼迫など、環境面に関する規制や基準は、国内外ともに強化する傾向にあり、求められる水準も厳格化しています。これらは、一般的に経済活動にマイナスの影響を与えるという意味で「制約」と捉えられ、厳密な定義はありませんが、広く「環境制約」と称されています。資源やエネルギー面の「制約」についても資源制約、エネルギー制約といわれ、これと合わせて資源環境制約（環境資源制約）などの用語も使われています。

本市における地球温暖化効果ガスの排出量の推移

	産業	民生業務	家庭	運輸	廃棄物	
平成2年度	947	301	253	401	38	合計：1,940千トン
平成18年度	873	351	318	439	47	合計：2,029千トン

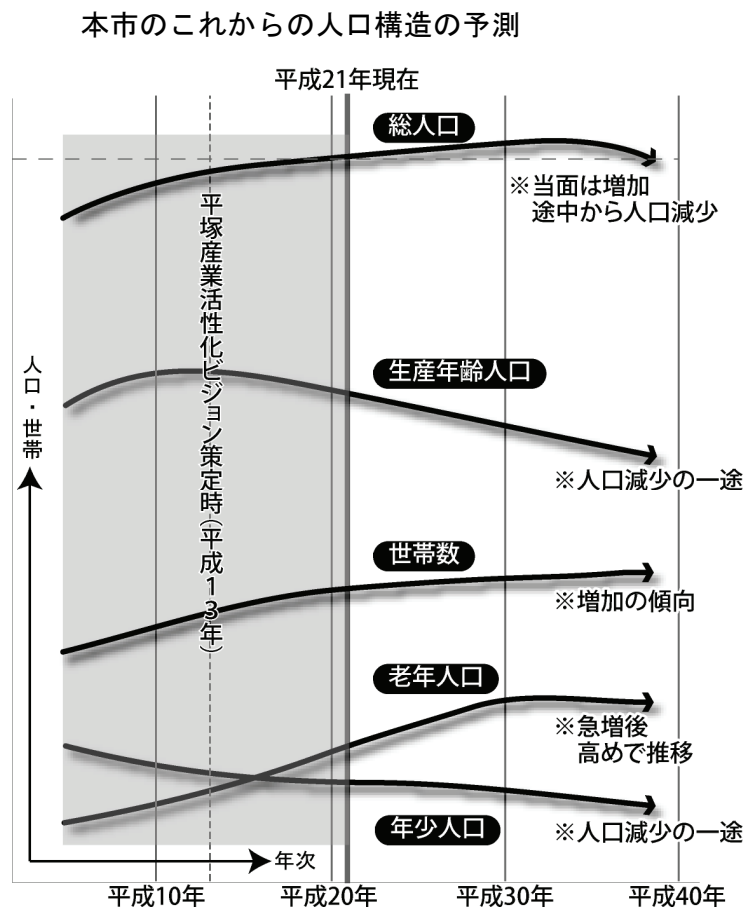
※平成18年度の各値の計は、小数点以下の四捨五入のため、合計に合わない。

出典：ひらつかの環境（環境年次報告書）

(3)人口～担い手・後継者の不足

我が国の人口は、戦後一貫して増加してきましたが、平成16年の1億2,779万人をピークとして減少傾向に転じました。また、少子化の進行によって、65歳以上の老年人口比率が高まる一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が見込まれており、主要先進諸国の中でも際だった高齢社会に直面すると予測されています。

本市においては、今後計画的な市街地の形成などにより一時的には人口は増加しますが、その後は減少することが予測されます。また、少子高齢化による人口構造のひずみによって、地域コミュニティの維持困難、生産年齢人口の減少による産業の担い手不足など様々な課題が発生することが懸念されます。



出典:平塚市都市マスタープラン(第2次)。但し一部加工

このような状況の中、例えば工業では、アンケート調査によると、従業員の高齢化や技術者、熟練者の不足を40パーセント前後の企業が課題と捉えており、若い世代の技術・技能への関心の低さから「ものづくり力の継承」に危機感が生じています。商業、農業も同様の傾向にあり、多くの産業の場で後継者問題への対応を図っていくことが求められます。

(4)社会～成熟社会における産業の多様化

成熟社会においては、国民一人一人の価値観が多様化するとともに、質の高い豊かな暮らしを求める傾向が強くなります。このため、製品・サービスの提供においては、多様な選択肢を供給していくことが求められます。

また、就労環境においては、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や育児・介護休業制度の推進、定年延長や短時間労働の導入など多様な働き方を実現することが重要になります。このため、育児や医療・介護の充実、誰もが働きやすい環境を整備するためのバリアフリー化、在宅勤務の鍵となる情報技術の高度化などへの新たな取組が求められます。

このような状況の中、本市においては各種産業の分野横断的な連携などにより、国民一人一人の多様なニーズに合わせた商品・サービスの開発や、新産業の創出に向けた取組が重要となってきています。

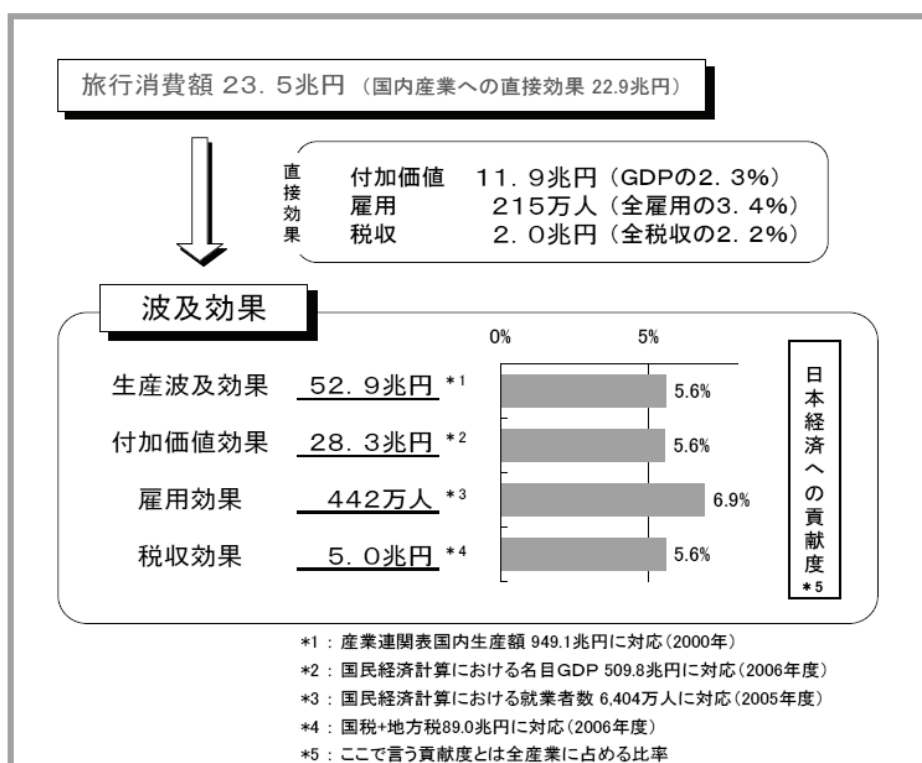
(5)観光～観光産業の発展

観光は、旅行業を始めとして宿泊業、飲食業、輸送業等幅広い業種に経済効果のある大きな産業です。国土交通省の「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」によると、平成18年度の旅行消費額は2兆3500億円、これによる直接の雇用創出効果は215万人、税収効果は2兆円と試算されています。このため、国は、平成18年に「観光立国推進基本法」を制定し、平成19年に「観光立国推進基本計画」を策定、平成20年には観光庁を発足させるなど、国内外からの観光旅行を促進するための積極的な施策展開を行っています。

近年では、日本各地で観光市場の拡大が図られており、韓国、中国を始め外国からの観光客が増加しています。また、国内旅行者においても、農業体験を始め様々な体験や、「知識・教養を高める」、「街そのものを楽しむ」など、魅力を感じる内容が多様化したことなどもあり、観光へのニーズが変わってきています。そのため、地域固有の歴史・文化や景観、食、自然などの資源をいかすなど、これまでとは異なった様々な観光産業の振興への取組が各地で展開されるようになってきています。

本市においては、七夕まつりや平塚八景など、多様な観光資源が存在することから、観光の振興によって、様々な分野での経済活動がより活発になるものと想定されます。「まちのにぎわいづくりに結びつく産業」としてその展開を方向づけた「平塚市総合計画」も踏まえて、観光を重要な産業として位置づけ、積極的な取組を展開することが求められます。

旅行消費が我が国にもたらす経済波及効果



出典:「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」/国土交通省(平成19年3月)

(6)雇用～雇用環境の変化

欧米型の成果主義などを導入する企業が増え、終身雇用や年功序列など従来の日本型雇用制度からの転換が進んでいます。また、契約社員や派遣労働者などの非正規労働者が増加するとともに、雇用形態の多様化や労働力の流動化も進んでいます。しかし、平成20年秋以降の世界的な不況により、日本経済の悪化とともに雇用環境も著しく深刻化し、非正規労働者などの雇い止めが相次ぎ発生しました。非正規労働者の雇用状況は、低賃金やスキルアップの機会喪失など正規労働者との格差が生じています。

一方、企業では経営の安定と競争力の強化を図ることが重要であり、そのため、優秀な人材を確保するとともに定着率を高める必要があります。本市においては、雇用の安定を図るため、国や県等の関係機関との連携を強化するとともに学校での職業教育やインターンシップによる就業体験、社会ニーズに合ったセミナーの開催など雇用環境の変化に対応した施策が求められます。

(7)安心安全～安心安全な社会づくりへの対応

食品の不正表示、産地偽装、輸入農産物における農薬の残留など、「食の安全」に対する市民の不安が高まっています。そのため、「食品安全基本法」、「食の安心・安全のための政策大綱」など、国レベルで施策体制が強化されるとともに、農業分野においてもHACCP、GAPといった新たな工程管理手法の導入が進んでいます。

注：HACCP：危害分析と重要管理点

(Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。

注：GAP：農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice)

農業生産現場において、食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践・記録する取組。

一方、局地的な集中豪雨の発生や地震などの自然災害の頻発、犯罪の悪質化などから、近年、市民の不安感が増大しています。そこで自然災害の被害を低減させるための農地の保水機能の確保や防災・防犯に向けた安全なまちづくりなどが重要となっています。

このような身近な暮らしの安心安全を求めるニーズに対して、各産業が果たす役割は大きく、食の安全、防災や防犯に関わる製品の開発やサービスの導入、安心して買物のできる商店街の環境整備、震災時などの非常時における企業の対応、防災面からの農地の保全など、安心安全な社会づくりへの対応が求められます。

序—2—2. 平塚の産業の施策ニーズ(アンケート調査等による)

平塚市産業振興計画の策定に当たっては、平成21年3月に、商業・工業・農業・漁業の各事業所へのアンケートと、市民アンケートを実施しました。

なお、事業所アンケートは配布数605票に対して回収数336票で回収率56パーセント、市民アンケートは配布数1,040票に対して回収数401票で回収率39パーセントという結果でした。

(1)商業

商業事業者の施策ニーズは、「販路・市場開拓支援」や「補助金・融資制度拡充」が高くなっています。

アンケートにみる事業者の施策ニーズ：

- ①販路・市場開拓支援（46%）
- ②補助金・融資制度充実（34%）
- ③経営指導・相談の充実（17%）、③人材確保・育成への支援（17%）
- ⑤産業間連携の強化（15%）

市民アンケートでは、中心商店街の魅力化のため、「道路、駐輪場、買物環境の整備」や「消費者の要望に対応した品揃え」、「店舗の魅力アップ」などが重要と回答しています。

需要低迷、販売価格の下落、競争の激化、設備や店舗の老朽化などにより、多くの商店が厳しい経営状況にある中で、消費者から高質化を求められている状況がうかがえます。

(2)工業

工業事業者は、80パーセント近くが「厳しい、やや厳しい経営である」と回答しており、施策ニーズは、「補助金・融資制度拡充」や「販路・市場開拓支援」が高くなっています。このほか「技術・新商品開発支援」、「産業間連携の強化」のニーズもあります。また、要望としては道路や工業団地などの基盤整備があげられており、「操業環境の悪化で移転を考える」という回答もありました。

アンケートにみる事業者の施策ニーズ：

- ①補助金・融資制度拡充（66%）
- ②販路・市場開拓支援（33%）
- ③技術・新商品開発支援（18%）、③産業間連携の強化（18%）

市民アンケートでは、工業を振興するため、「中小企業の活性化の促進」や「工業用地の整備と企業誘致」、「技術者の養成」などが重要と回答しています。

製造品出荷額等が減少傾向にある中で、さらに世界不況の発生が需要低迷や販売価格の下落などを招き、これまでにないほど逆風下に置かれている状況がうかがえます。

(3)農業

経営が「厳しい、やや厳しい」とする農業事業者は60パーセント近くを占め、施策ニーズは、「販路・市場開拓支援」や「経営指導・相談の充実」、「補助金・融資制度拡充」が高くなっています。なお、市民農園や収穫体験農園を開設することに関心がある農家が30パーセント程度を占めていることは、産業間連携を推進する上で注目されます。

アンケートにみる事業者の施策ニーズ：

- | | |
|------------------|----------------|
| ①販路・市場開拓支援（48%） | |
| ②経営指導・相談の充実（41%） | （参考） |
| ③補助金・融資制度充実（37%） | ⑥産業間連携の強化（11%） |

市民アンケートでは、約20パーセントが「区画貸し市民農園をすでに利用している、あるいは利用を希望する」と回答し、また約38パーセントが「収穫体験農園の利用を希望する」と回答しています。

農業従業者の高齢化が進む中で、販売単価の下落と原材料価格の上昇に悩まされている状況がうかがえ、販路・市場開拓を始めとする多面的な支援が求められています。

(4)漁業

経営が「厳しい、やや厳しい」とする漁業者は60パーセント強を占めています。しかし事業の拡大を望む漁業者が30パーセントもあり、事業意欲が比較的高いことが特徴です。施策ニーズは、「補助金・融資制度拡充」、「販路・市場開拓支援」への要望が多くなっていますが、漁業の観光化への関心も高く産業間連携強化の要望が30パーセントと他の産業より高い状況となっています。

アンケートにみる事業者の施策ニーズ：

- | |
|------------------|
| ①補助金・融資制度拡充（63%） |
| ②販路・市場開拓支援（56%） |
| ③産業間連携の強化（31%） |

市民アンケートでは、農水産物の購入場所として約87パーセントが「スーパーマーケット」をあげており、また約64パーセントが商品購入の際、地産地消を「意識する」と回答しています。

魚の需要低迷に加え燃料の高騰や設備の老朽化などの課題を抱えている漁業に対して多面的な支援が求められています。

(5)観光

市民アンケートでは、観光地を訪れる場合に重視するものは、「花や紅葉、風景など」が約30パーセントと高く、次に「名産品やその場でしか味わえない食べ物」が約20パーセントとなっています。また、市民は観光振興に必要な施策として、市内の名所間の連携や近隣市町との連携が重要と考える人が多い状況となっています。

アンケートにみる市民の施策ニーズ：

- ①平塚八景のほか、市内の名所との連携（54%）
- ②近隣市町との連携による広域観光の推進（46%）
- ③宿泊施設や観光農園との連携（40%）

第1章 目標と基本方針

1-1. 産業振興の基本方針

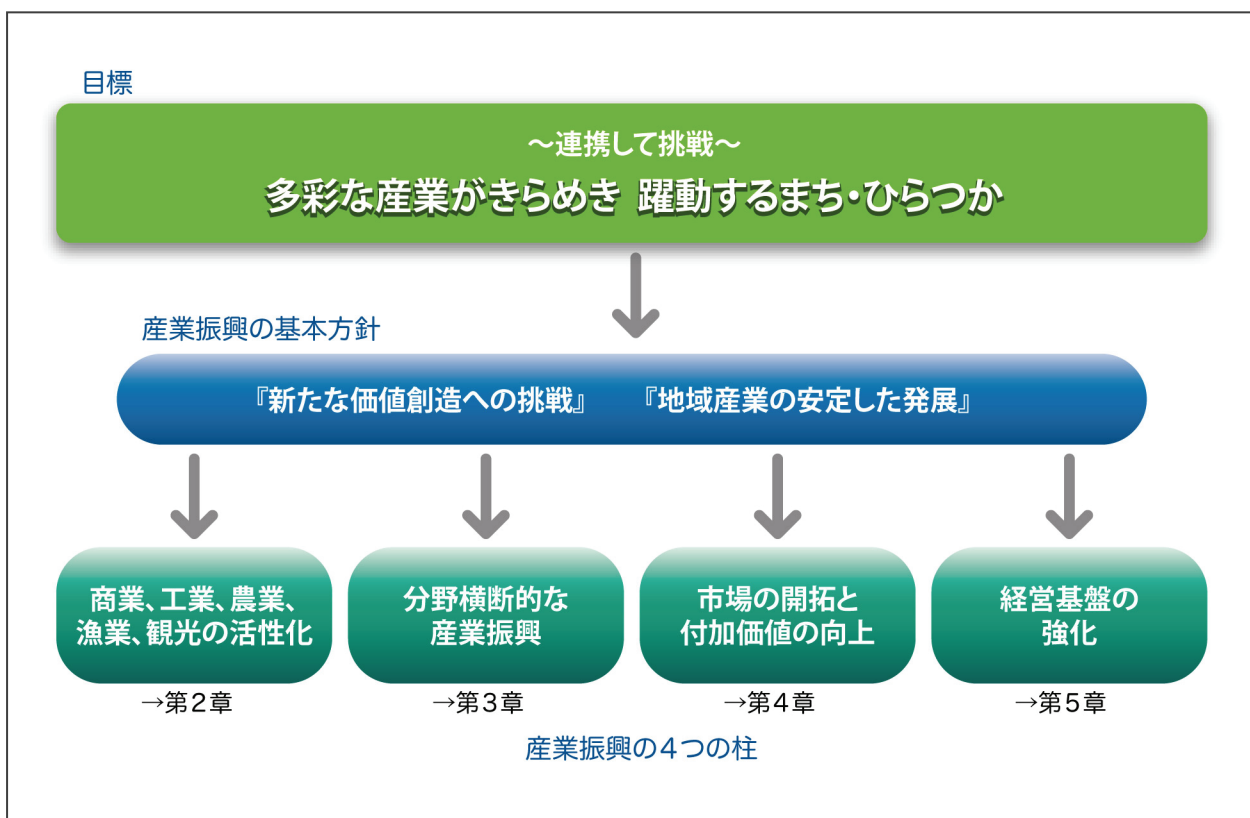
本計画の目標は、『多彩な産業がきらめき躍動するまち・ひらつか』です。これは本市に根づいている多彩な産業がそれぞれに活力に満ちて輝くとともに、本市の産業全体が持続的に発展し、いきいきとしている状況を表現しています。

さらに、この目標を達成するためのサブタイトルを『連携して挑戦』とします。これは本計画策定のねらいの一つである産業間連携による果敢な挑戦を表現しています。

この目標を踏まえ、2つの産業振興の基本方針があります。1つ目は、付加価値の高い製品（商品）・サービスを創造し、刻々と変化する市場に積極的に挑戦していく『新たな価値創造への挑戦』です。2つ目は、本計画の策定のねらいの一つでもある、地域産業が社会経済のめまぐるしい変化に対応でき、経済面でも雇用面でも安定した発展が維持できるように努める『地域産業の安定した発展』です。

産業振興の柱は、「商業、工業、農業、漁業、観光の活性化」、「分野横断的な産業振興」、「市場の開拓と付加価値の向上」、「経営基盤の強化」の4つとします。

平塚市産業振興計画の体系



産業の空間イメージ

商業は、平塚駅周辺と幹線道路沿いで展開しています。平塚駅周辺の商業は、本市の「南の核」として、商業、文化と居住との共存の中で、広域集客にも対応した魅力ある商店街としてにぎわっています。

工業は、相模川沿岸や平塚市総合公園周辺の幹線道路沿いなどで展開しています。

農業は、現在の集落地・農地を中心に展開を続けています。この中で花と緑のふれあい拠点として、平塚インターチェンジ東側において「ひらつか花アグリ」がにぎわっています。

漁業は、平塚漁港を拠点として、本市海岸を中心に展開しています。

観光は、豊かな自然や歴史・文化などの観光資源のみならず、生産（工業・農業・漁業）から販売、流通のあらゆる場面を十分にいかし、市内のみならず広域的にネットワークして展開しています。

新たな産業拠点の創出として北の核（ツインシティ）を位置づけ、環境と共生した新たな産業の集積などを展開しています。



1-2. 産業振興の4つの柱

各柱についての概要を示します。また、構成する施策方針の項目を示します。

(1)「商業、工業、農業、漁業、観光の活性化」……第2章

商業、工業、農業、漁業、観光など多彩な産業が、より一層活性化していくことを目指します。

1. 商業の活性化

2. 工業の活性化

3. 農業の活性化

4. 漁業の活性化

5. 観光の活性化

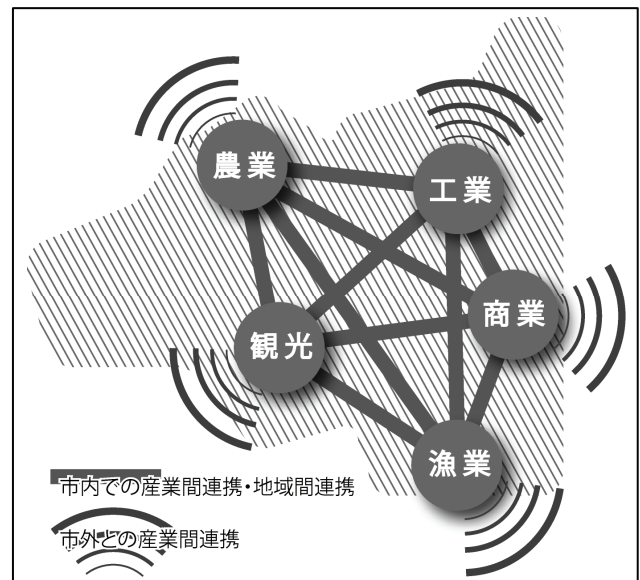
分野横断的な産業のイメージ図

(2)「分野横断的な産業振興」……第3章

本市ならではの地域ブランド（平塚ブランド）の創造を一つの大きな目標として、分野横断的に各産業が互いに連携して、新製品（新商品）・サービスなどの開発や、販路の拡大などを目指します。また、連携を進めるための体制づくりを目指します。

1. 多様な機会づくりと連携の体制づくり

2. 成果を高める連携の推進



(3)「市場の開拓と付加価値の向上」……第4章

市内産業が先見性を持ち、市場を新しく作り出す力や価値を新しく作り出す力を身につけ、地力が高まることを目指します。

1. 情報受発信力の充実

2. 付加価値の向上

3. 新産業の創出

(4)「経営基盤の強化」……第5章

経済不況や深刻な構造不況などへの対応として、緊急的に回避する施策を柔軟に打ち出す体制づくりを目指します。

一方で、長期的展望を踏まえた対応を目指します。また、企業が地球環境問題に対応し持続可能な発展をしていくため、自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくことを目指します。

1. 企業経営の安定化

2. 就労支援と人材育成

3. 環境への配慮

4. 災害対応力の促進

第2章 各産業の活性化

2-1. 商業の活性化

2-1-1. 商業のこれまでの経緯

東海道の宿場町として栄えた平塚は、明治20年に平塚駅が開設されたことに伴い、駅北側を中心に商店街が形成されました。太平洋戦争終了間際の昭和20年7月に大空襲を受け、中心市街地は壊滅的な被害を受けましたが、戦後の復興として区画整理が導入され、新たな街並みが形成されました。

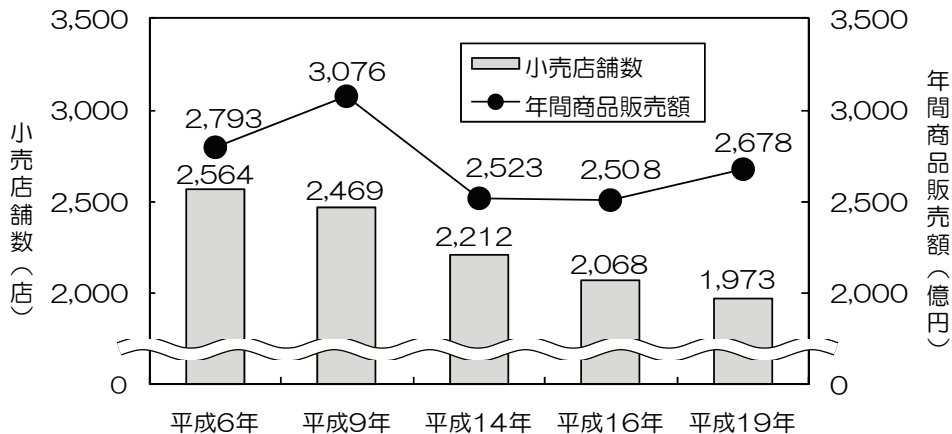
他市に先駆け復興が進んだ本市の商店街は、昭和30年代半ばには、東は横浜・三浦半島の一部、西は熱海方面に及ぶ広域的な商圏が形成され、その商圏内の購買人口は推定60万人にも及んでいました。

しかし、昭和40年代後半からの車社会の到来により、近隣都市において駐車場を整備した大型店などが次々に出店し、また、昭和50年代に入り、スーパーやコンビニエンスストア、ロードサイド型の大型専門店などの店舗開発が急速に展開したことにより、中心商店街の利用客は激減し、購買人口も23～25万人に減少しました。

これらの対策として、昭和60年代に紅谷パールロードを始めとした3路線4モールのショッピングモールづくりが進められました。その後も、中心市街地活性化法に基づく「平塚市中心市街地活性化基本計画（平成14年3月）」の策定や、平塚商工会議所による「湘南ひらつかTMO構想（平成15年3月）」の認定などにより、中心市街地の様々な活性化策が進められています。

近年は、少子・高齢化の加速による消費量の減少、成熟社会における消費者ニーズの多様化・高度化への対応、さらには、商店街の店舗の減少による活力の低下など、厳しい商業環境に直面しています。

小売業の推移



出典：商業統計調査

2-1-2. 商業の現状と課題

(1) 魅力ある個店の形成

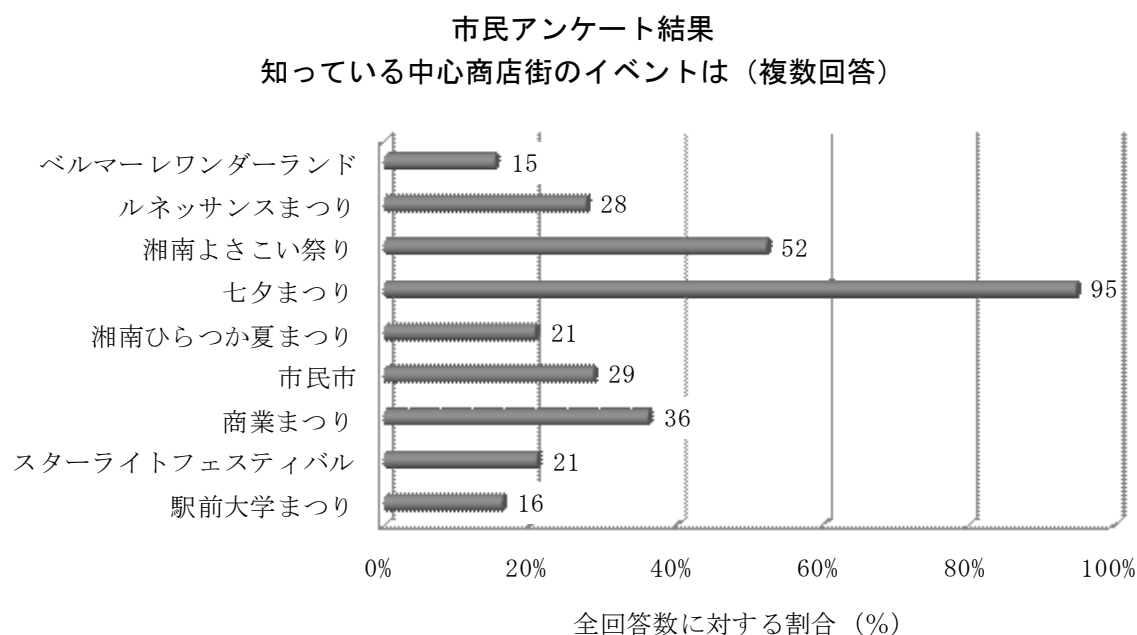
インターネットによる商品購買や大型店及び郊外へのショッピングセンターなどの出店により、商店街への集客力が落ちています。商店街各店舗間のみならず、各都市間における消費者獲得のための競争に勝ち抜いていくためには、商品や店舗の個性化・魅力化が不可欠です。

このためには、消費者ニーズの調査・研究とともに、それらに対応する商業者を育成するための商業セミナーなどの開催が求められています。

(2) 効率的なイベントの開催

イベントが四季折々に中心商店街で開催され、一定のにぎわいは創出されていますが、それが各店舗の額の売上げに必ずしもつながっていない面があります。

来街者を消費に結びつけるためには各店舗において独自の誘導施策を実施するとともに、イベント主催者との連携を図ることが必要となっています。



(3) 高齢社会への対応

独り暮らしの高齢者が増加しつつある中で、中心商店街並びに、各地域における商店街の店舗の減少が続いていることから、身近な場所での生活必需品などを購入しづらくなっています。

今後さらに高齢社会が進むことから、商店街における地域貢献策の一環として、独り暮らしの高齢者に対応した取組が求められています。

(4)商店街組織の強化

個店を始めチェーン店など、地元商店街組織に加入しない店舗が増加していることにより、商店街としての機能が低下する状況が起きています。

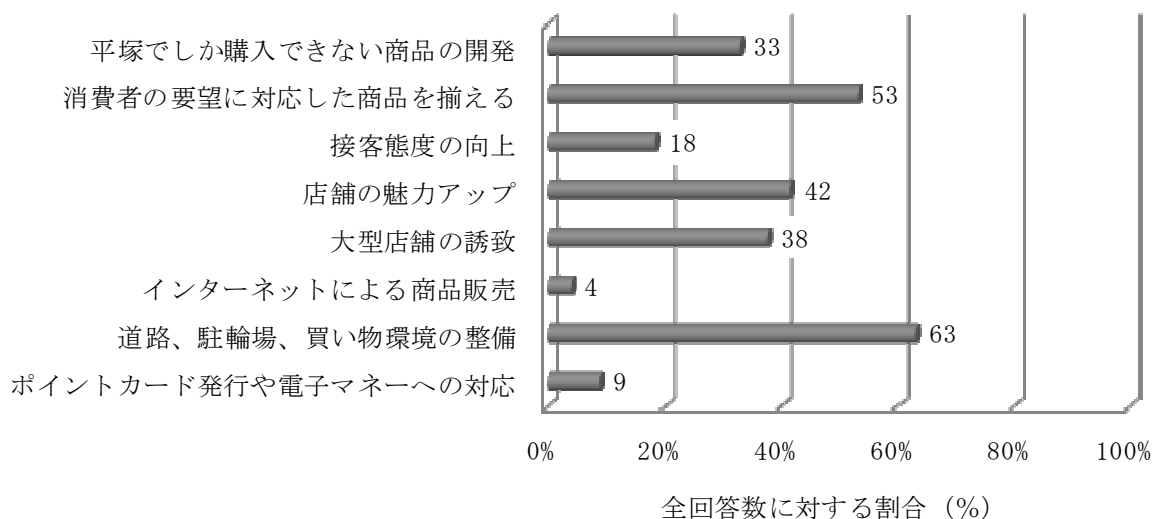
商店会未加入店舗が増加することにより商店会活動に支障をきたし、イベントや地域活動の実施、街路灯、アーケードなどの管理ができなくなることから、商店会への加入を進めることが重要な課題となっています。

(5)新たなまちづくり組織の育成

平成10年6月に「中心市街地活性化法」が施行され、平成14年3月に「平塚市中心市街地活性化基本計画」が策定されました。この基本計画と連動し、平成15年度からTMOが活動を開始し、個店の魅力アップ事業、空き店舗対策事業、情報発信事業などを行ってきました。しかし平成15年当時に比べ、商業環境は大きく変動しつつあり、これに対応していくための新たな事業展開が求められています。

さらに、平成18年8月に「改正中心市街地活性化法」が施行されたことにより、この法律に対応した事業の展開や組織の育成が求められています。

市民アンケート結果
中心商店街を魅力あるものにするためには何が必要（複数回答）



(6)商業者の環境負荷低減活動の推進

地球温暖化防止を始め様々な分野における環境負荷への低減が求められています。

商業者は、過剰包装やごみ排出の抑制などを行うことが求められており、環境負荷の低減に向けた活動を推進していくことが必要となっています。

2-1-3. 商業の活性化の基本的な考え方と活性化の体系

(1) 活性化の方向

まちのにぎわいや生活を支える商業の活性化は、商業者のみならず市全体の活性化にとっても重要であり、消費者ニーズの多様化に対応した商店街づくりや、身近な地域の生活、交流の拠点となる新たな商店街づくりが求められています。

商業の活性化にとって重要なことは、個々の商店が魅力ある店舗であることであり、そのため個店の活性化を積極的に図っていきます。

また、後継者の確保、高齢化への対応、環境負荷の低減など、共通する課題へ対応していくために、商店会の連携を高めるとともに、支援の充実を図っていきます。

(2) 活性化の体系

① 経営基盤や組織の強化と地域コミュニティとの連携の推進

商業者の経営基盤の強化

店舗の魅力アップや経営力及び情報発信力などの強化を進めます。

商店街や関連組織の強化

商店街の活性化を進める事業に支援するとともに、中心市街地活性化を推進する組織に支援を行います。また、地域コミュニティとの連携を高める取組への支援も行い、にぎわいと活気にあふれるまちづくりを推進します。

② 新たな時代のニーズに対応する取組の推進

安心安全に買物ができる商店街の環境整備

市民が安心安全に買物をできるよう、商店街が整備している共同施設への支援を行います。

高齢社会に対応した商店街の取組の強化

高齢社会がさらに進む中で、独り暮らしの高齢者を支える取組や高齢者などが買物しやすい環境づくりを進めます。

環境共生に対する取組の推進

環境負荷への低減に対する社会的な要請が高まるとともに、技術の進歩なども見込まれることから、商業者への意識啓発を進めていきます。

2-1-4. 商業の活性化施策

2-1-4-1. 経営基盤や組織の強化と地域コミュニティとの連携の推進

(1) 商業者の経営基盤の強化

【①商業活性化と魅力ある身近な商店街の形成】<拡充>

個店の個性化と魅力化とともに、後継者育成や商業経営の安定・向上、経営力強化を支援するため、商業者を対象にした商業経営セミナーなどを開催し、商業者の意識啓発を進めます。また、店舗の近代化・経営の合理化を図り、消費者サービスの向上と地域商業の発展に寄与した店舗の表彰など、個性や魅力にあふれる個店の育成を進めます。さらに消費者に購買意欲を抱かせる個店のホームページの作成などを支援することにより、個店・商店街の活性化を進めます。

【②消費者ニーズに対応できる魅力ある商品の提供】<新規>

消費者のニーズに応えられるよう、各店舗が逸品（店主が自信を持ってお勧めできる商品）を打ち出すことにより、魅力的・個性的な店舗づくりを推進し、商店街の活性化を図ります。

(2) 商店街や関連組織の強化

【①商店会組織の強化】<拡充>

個店の廃業や、チェーン店などの商店会への未加入により、会員店舗数が減少し、商店会組織の弱体化につながっています。商店街の活性化を推進するため、商店会組織の基盤の強化を図るための仕組みづくりを進めます。

【②にぎわいと活気あふれた商店街づくり】

<拡充>

人々が集まり、にぎわいと活気にあふれるまちづくりや地域コミュニティの核としての商店街づくりを進めるため、イベント等への支援を行います。



地域商店街（ふれあい夜市）

【③新たなまちづくりの体制づくり】<拡充>

平成18年8月に「改正中心市街地活性化法」が施行されたことに伴い、中心市街地活性化の新たな取組が全国で進められています。本市においても、今後、中心市街地の活性化を図る組織を設置し、活性化計画を策定します。



中心商店街

【④空き店舗対策の実施】＜継続＞

商店街の活性化を図るため、商店街団体が行う空き店舗対策事業などを推進するため、改装費や家賃補助などの支援を行います。

2-1-4-2. 新たな時代のニーズに対応する取組の推進

(1)安心安全に買物ができる商店街の環境整備

【①商店街の共同施設整備への支援】＜拡充＞

商店街が整備する街路灯、アーケード、防犯カメラなど、商店街の利便性や快適性を高めるための共同施設の設置や改修に対して支援を行い、市民が安心安全に買物ができる環境整備を進めます。



商店街共同施設（モニュメント）

【②商店街の共同施設維持管理への支援】＜拡充＞

商店街が管理する街路灯、アーケード、防犯カメラ等の共同施設の電気料金や清掃費などの維持費に対して支援を行います。

【③誰にもやさしい商店街づくりの推進】＜拡充＞

障がい者や高齢者などを始め、誰もが憩える場としての商店街の環境づくりの取組を推進します。また、商品の歩道へのはみだしや、違法駐輪を改善するため、関係機関と連携し、誰にもやさしい商店街づくりを進めます。

(2)高齢社会に対応した商店街の取組強化

【①高齢者のための買物支援システムの構築】＜新規＞

高齢社会が進む中で、商店街の地域密着型サービスの一環として、独り暮らしの高齢者などの買物を支援するシステムの開発を商店街等と協力して進めます。

(3)環境共生に対する取組の推進

【①環境にやさしい店舗づくりの推進】＜拡充＞

地球温暖化防止を始め様々な分野における環境負荷への低減が求められていることから、リサイクルの推進や過剰包装の抑制、マイバックを推進している店舗の紹介や表彰を行うことにより、環境にやさしい店舗づくりを進めます。

＜新規＞ ……新たに本計画で実施するもの

＜継続＞ ……引き続き実施するもの

＜拡充＞ ……拡充して実施するもの

(次頁以降も同様)

2-2. 工業の活性化

2-2-1. 工業のこれまでの経緯

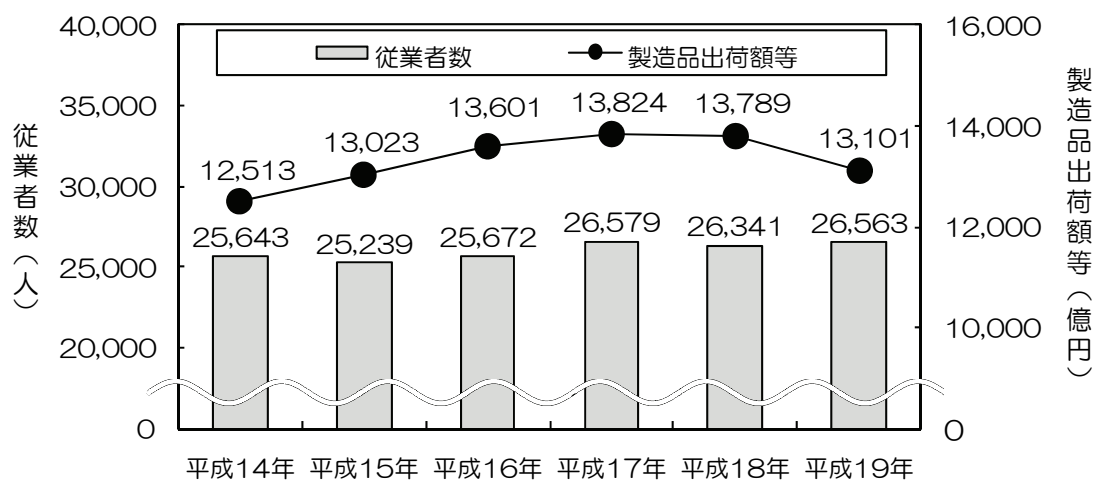
本市の工業の歴史は古く、明治38年に旧海軍火薬廠が設置されたのが近代工業の始まりです。大正時代には、食料品・紡績・化学の各工業が立地しました。昭和10年代に入ると、海軍火薬廠が拡張され、他の海軍工廠も設置されるなど、軍需工業都市として急速に変貌しました。

戦後は、戦災復興都市の指定を受け、復興計画のもとで全く新しく生まれ変わりました。昭和30年代以降には、広大な旧海軍工廠跡地や、東部の相模川沿岸の土地改良による工場用地など、豊富な工業用地を整備して積極的な企業誘致を行いました。化学工業・金属製品製造業・一般機械器具製造業・電気機械器具製造業・輸送用機械器具製造業などの工場が次々と立地しました。これによって、本市の工業は、重化学工業中心へと急速に変化することとなりました。特にこの時期に、自動車関連企業の工場集積地帯としての特色が強くなりました。

かつては豊富な工業用地を有していましたが、昭和40年代に入ると大規模な工業用地を確保することが困難になり、新規に進出する工場は少なくなってきました。また、既存企業においては工場狭隘、住工混在などにより立地環境の整備が必要となりました。

このような状況の中、昭和50年代には平塚市東八幡工業団地が整備され、平成に入ってから、平塚市東豊田工業団地を整備し、住工混在の解消と工業の活性化を図ってきました。さらに、企業立地に係る誘引策として、平成17年度から、県の「インベスト神奈川」とも連携し、既存企業の流出防止と新たな雇用の創出を図るため、「平塚市工業活性化促進方策」をスタートさせ、工業の活性化を図ってきました。

製造業の推移



出典：工業統計調査（従業者数4人以上の事業所）

2-2-2. 工業の現状と課題

(1)立地環境の向上

本市の製造品出荷額等は、県内で上位を占めており、比較的安定的な数値を示していますが、景気の悪化や工場の移転等により減少が予測されることから、新たな企業の立地が求められています。

特にさがみ縦貫道路の整備により北関東圏からのアクセスの向上が図られ、企業立地の需要が高まると予想されますが、企業を誘致するための一定規模以上の土地が不足していることが課題となっています。

一方、工場跡地に住宅等、工場以外の建物が建設されるなど、工業適地にもかかわらず周辺環境との調和が懸念されており、既存企業の操業環境の維持と向上が求められています。

製造品出荷額等

区分	出荷額（百万円）			
	平成14年		平成19年	
1	横浜市	4,025,197	川崎市	4,935,042
2	川崎市	3,550,479	横浜市	3,997,371
3	横須賀市	1,391,135	相模原市	1,606,435
4	平塚市	1,251,326	藤沢市	1,362,624
5	藤沢市	1,169,807	平塚市	1,310,094
6	相模原市	1,122,107	横須賀市	924,458
7	小田原市	947,107	小田原市	844,420
8	厚木市	570,190	厚木市	760,623
9	秦野市	508,894	秦野市	686,558
10	鎌倉市	490,119	鎌倉市	473,416

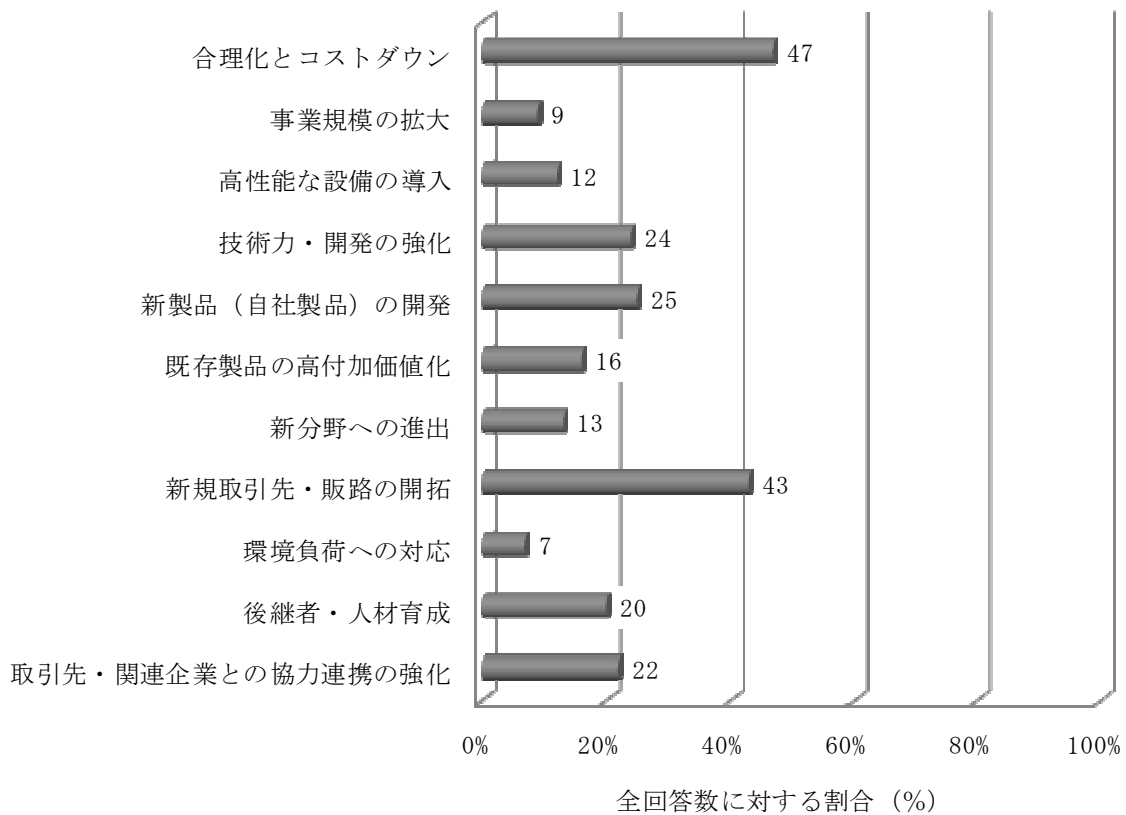
出典：工業統計調査（従業者数4人以上の事業所）

(2)産業構造の転換

本市の工業は輸送機械や化学を中心とした業種構造のため、量産品の事業所の割合が高いことが特徴です。

製造品出荷額等構成比でトップを占める輸送機械は、世界経済の悪化による自動車産業の低迷などにより、業種構造の変化が予想されます。また石油など化石燃料からクリーンエネルギーへの転換に伴い、今後成長が見込まれる新エネルギー・環境分野への産業構造の転換に対応することが求められています。

工業事業者アンケート結果
取り組んでいこうとしていること（複数回答）



(3)中小企業の経営基盤の強化

中小企業の経営は、世界的な金融不安や景気の後退により、雇用の調整や設備投資の減速が起きており、大企業に比べ経営の悪化が懸念されます。工業の活性化を図るためには、企業の多くを占める中小企業の新たな研究・技術開発や技術の継承を進め、経営基盤を強化し、競争力の強化を図っていくことが求められています。

(4)事業者のCSR(企業の社会的責任)活動の推進

近年、企業には、事業活動において利益を優先するだけでなく、低炭素化を始め環境負荷の低減や地域社会への貢献などの企業市民としての取組が進められています。CSR活動を企業が推進することによって企業の価値を高めていくことが求められています。

注：CSR（企業の社会的責任、Corporate Social Responsibility）：
消費者など関係者への説明責任や持続可能な社会の構築などについての企業の自発的行動を指し、近年では企業価値の判断の一つの要素となっています。

(5)工業情報のネットワーク化の推進

企業活動は様々な情報の受発信や人とのつながりの中で進められており、情報の充実が必要となっています。そのためには、企業活動や製品情報の発信など工業情報の充実や産業間の連携を強化していくための交流機会の創出など、情報のネットワークが求められています。

2-2-3. 工業の活性化の基本的な考え方と活性化の体系

(1) 活性化の方向

本市の製造業出荷額等は、神奈川県下でも有数の規模を誇っています。本市の基幹産業としてその活性化を積極的に推進していきます。

本市の工業は、立地環境に恵まれるとともに、広域の幹線道路の整備などもあって、潜在的な発展性を有していますが、工業用地の不足や工業適地の宅地化などの課題があることから操業環境の維持、発展のため、適切な工業用地の確保に向けた取組を進めていきます。

今後、国際的な企業間競争の激化、環境資源問題などの、状況に対応した産業構造へ転換していく必要が求められることから、中小企業の競争力を高め、新たな産業の立地誘導や創出を推進していきます。

また、多様な産業を持つ本市の特性をいかし、それらの産業との連携による新分野の創出や地域社会との交流など企業の社会的な評価を高める取組も展開していきます。

(2) 活性化の体系

① 既存産業への支援と企業立地の推進

操業環境の維持と企業立地の推進

既存の企業が安定した生産を継続できるよう、また次世代を担う新たな企業の立地、創出を行えるよう、工業用地の保全とその有効活用を図るとともに、新たな産業基盤の整備を推進します。

中小企業の技術力及び経営基盤の強化を推進

産業環境が大きく変化する時代に対応していくためには、中小企業の自立的経営力を高める必要があります。このために新技術や新製品開発、知的財産の管理運営、販路拡大などの取組への支援を積極的に推進します。

② 次世代につなぐ新たな取組の推進

多様な連携と情報ネットワーク活用の推進

新たな分野の創出を推進するため、工業関連企業などの連携のみならず、他分野の産業との連携を強め、また情報ネットワークを活用した情報発信などを進めることが重要です。このため、市内企業の紹介情報の発信や情報ネットワーク活用の支援に努めます。

企業の社会的貢献等への支援

環境共生への配慮、地域社会との連携など、社会的貢献に積極的な取組を行う企業を支援していきます。

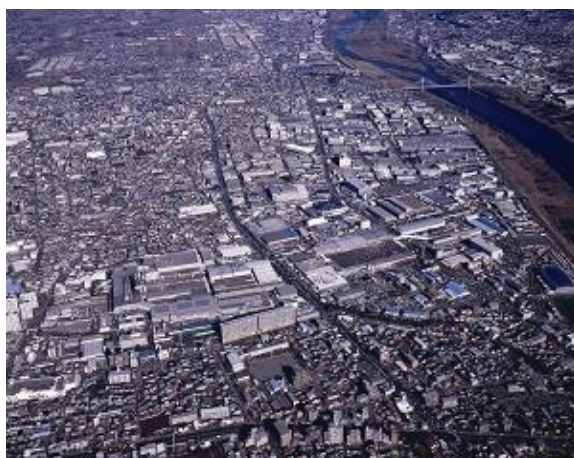
2-2-4. 工業の活性化施策

2-2-4-1. 既存産業への支援と企業立地の推進

(1) 操業環境の維持と企業立地の推進

【①活力ある企業づくりの推進】<新規>

本市に立地する魅力を高め、市外からの企業誘致、既存企業の事業拡大及び事業転換を支援するなど、企業立地の誘引策を整備し、活力ある企業づくりを進めます。



相模川沿いの工業集積地域

【②既存工業用地の保全と有効活用の推進】<新規>

市内企業の事業活動を円滑にし、地域で継続的に操業できるよう、住工混在地域や工場跡地では、地区計画などを活用して操業環境の維持向上に努めます。また転廃業などによる工場用地を企業立地に有効に活用するための体制の構築を進めます。

【③新たな産業立地のための基盤整備】<新規>

産業系用地の拡充を図るため、さがみ縦貫道路や東名厚木インターチェンジに近い立地環境等をいかして、新たな産業立地のための基盤整備を推進します。

(2) 中小企業の技術力及び経営基盤の強化を推進

【①研究開発・技術力向上の推進】<拡充>

新たな製品開発や技術開発により製品の付加価値を高めるとともに、競争力を強化するため、大学などとの共同研究や従業員研修の機会等の充実を図る取組を進めます。

【②中小企業の経営安定化支援策の充実】<拡充>

新たな販路の拡大、技術の相互利用、経営の多角化、経営体質の強化など、中小企業の安定した経営を推進するため、湘南ひらつかテクノフェアの開催を支援し、地域産業の交流機会の確保や相談会の充実を図ります。



湘南ひらつかテクノフェア



受発注商談会

【③発明考案、特許等の相談業務の充実】〈拡充〉

知的財産の保護及び活用を進めるため、特許権、実用新案権などの知的財産に関する相談業務の充実を図るとともに、取得の支援に取り組みます。

2-2-4-2. 次世代につなぐ新たな取組の推進

(1) 多様な連携と情報ネットワーク活用の推進

【①工業情報ネットワークの充実】〈拡充〉

情報化社会の進展に伴い情報の質及び量の充実が求められている中で、ホームページなどの媒体を活用して、企業イメージの向上を図るなど、企業情報を充実します。

【②産業間等の交流の推進】〈拡充〉

企業間の連携、さらには他分野の産業との交流により技術や経営、販路などの情報を共有し、活性化につなげていくために、適切な交流機会の提供や行政との情報の共有化などを進めます。

(2)企業の社会的貢献等への支援

【①環境に配慮した活動の推進】<拡充>

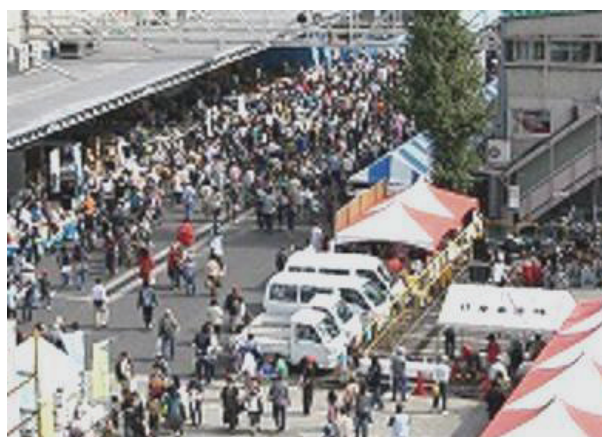
環境に配慮した事業活動の高まりに伴い、環境負荷の低減への取組を推進するため、環境に配慮した設備の導入促進や平塚市環境共生型企业懇話会の活動を通じて環境と調和した事業活動の支援に取り組めます。



環境共生型企业懇話会

【②地域社会との交流等企業のCSR活動の推進】<新規>

本市のものづくり産業に対する市民の理解や企業と地域住民との相互理解を深めるため、企業の地域住民への施設開放やイベント活動の紹介、工場見学を始めとする交流など、企業のCSR活動の自主的な取組を促進します。



企業と地域の交流会



工場見学（自動車生産工場）

2-3. 農業の活性化

2-3-1. 農業のこれまでの経緯

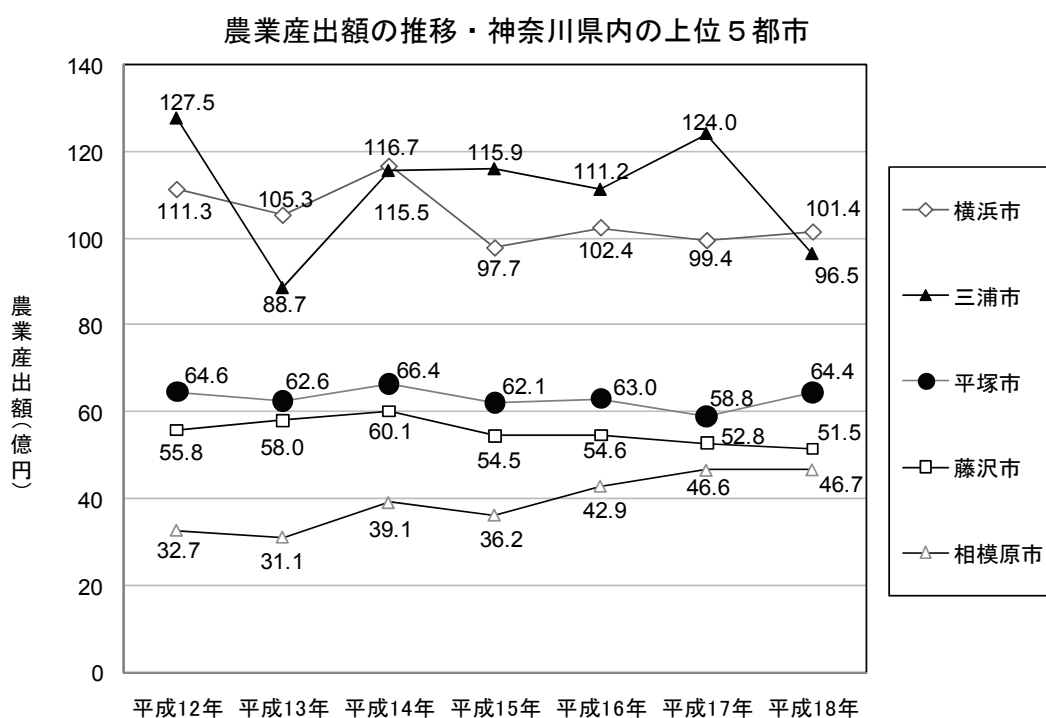
本市では、県下第一の生産量を誇る水田地帯と丘陵部の豊かな畑地を中心に農業が営まれてきました。

大正時代には、営農規模の拡大など今日の農業の礎が築かれ、さらに昭和に入ると農業の多様化や新技術の導入、農地改革などにより大きく近代化を遂げることとなりました。戦後は、野菜、果樹、花きへの取組などによって施設園芸が発展するとともに畜産業も発展し、それまでの米麦中心の単一作物生産から脱却して今日の都市型農業の基盤が形成されました。

現在、本市では、水稻、露地野菜、施設園芸、畜産等の複合経営が行われています。トマト、きゅうり、小松菜は京浜地方を中心に近在市場に出荷されるとともに、バラやいちごは消費者から高い評価を得ています。また、いちご狩り等の観光農園も行われています。

戦後の著しい社会経済の発展に伴う都市化の進展は農地の減少や労働力の流出につながりました。その中で進められた米の生産調整は、農業に様々な課題をもたらしています。さらに、食生活の変化によって米離れが進むとともに、農産物の貿易自由化による価格の低迷などの問題を抱え、新たな農業の確立に向け模索する時代が続いています。

しかしながら近年では、食の安心安全へのニーズの高まりや食料自給率の問題がクローズアップされ、地産地消に注目が集っています。また、シニア層を中心として市民の農業への関心の高まりもみられます。

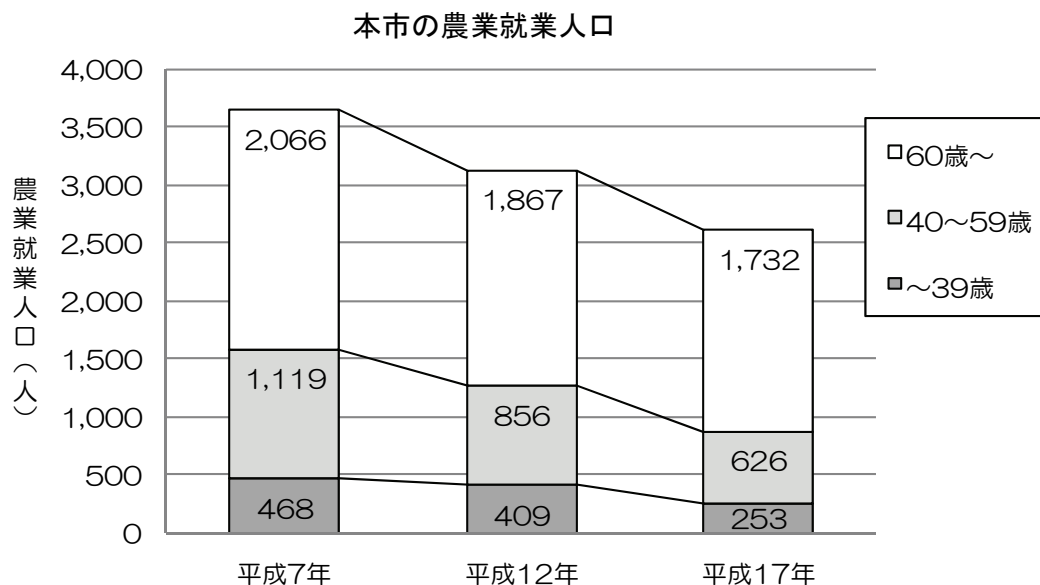


出典：農業センサス

2-3-2. 農業の現状と課題

(1) 農業の担い手

本市の農業就業人口は、減少傾向にある上、農業就業者の高齢化が進み、農業生産力の減少とともに、農地を始めとする農業生産基盤の保全等への影響を招いていることから、農業後継者を確保、育成するとともに、新たな農業の担い手を創出することが求められています。



出典：農業センサス

(2) 農業経営力の強化

農畜産物価格の低迷や世界的な農業資材及び燃油の高騰による生産コストの上昇が、農業者の実質的な農業販売収入へも影響を及ぼし、本市の農業経営は厳しい状況にあります。さらに、本市では、農畜産物が市場出荷中心の流通形態によることから販路が硬直化しており、農業販売収入の増加を見込むことが困難な状況です。

そこで、農業者の経営状況を改善し、安定した農業経営を実現するため、経営意識の醸成や多様な販路の開拓などの取組が求められています。

(3) 農地の有効活用の推進

全国的な傾向ですが、本市でも農地面積が減少している一方、耕作放棄地が拡大しています。耕作放棄地は、農地として有効に活用されていないばかりか、周辺農地の生産環境へ影響を与えている事例もあり、耕作放棄地解消への取組が求められています。

また、都市近郊という立地の中で農業経営の活性化を進めるために、農地を有効に利用することが求められています。

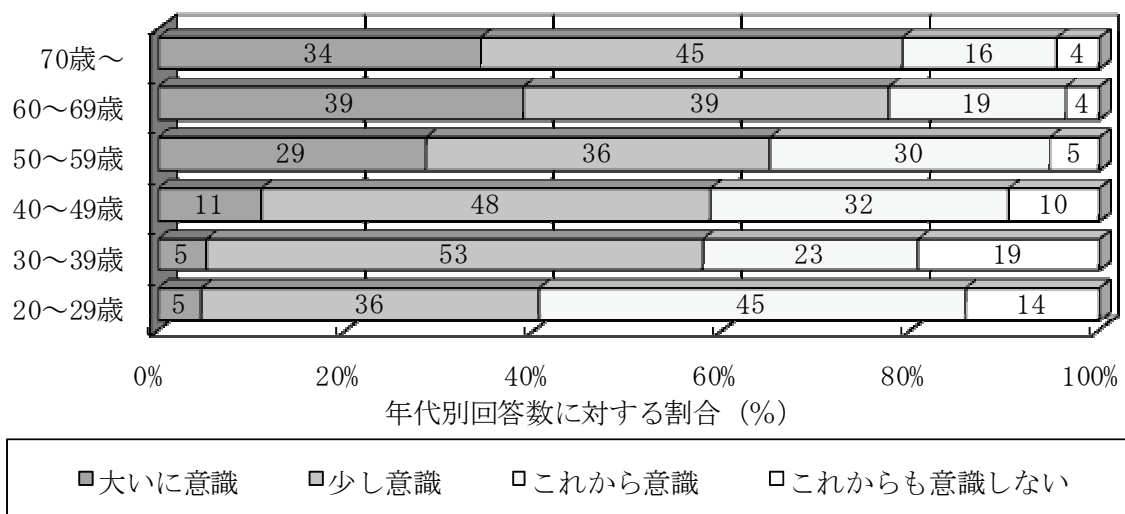
(4)安心安全な農産物の提供の実現

食品偽装など食の安全に関わる事件が連続して発生するなど、食の安全への信頼が揺らいでいることから、安心して安全な地場産農畜産物の流通を確保するため、地産地消などの取組が期待されています。

また、環境問題への取組は世界規模での広がりを見せており、農業分野においても、環境への負荷の低減など、環境を配慮した農業の取組が求められています。

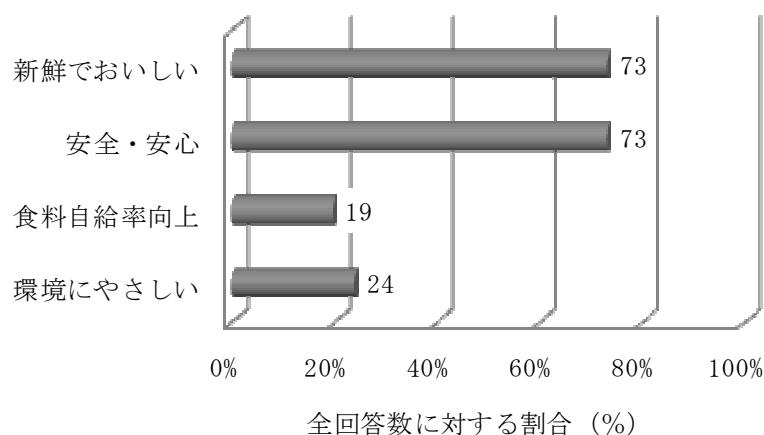
市民アンケート結果

【農業、漁業】地産地消を意識して農産物や水産物を購入しているか



【農業、漁業】地産地消を意識して購入する理由（複数回答可）

前の問いで「大いに意識」「少し意識」と回答した人を対象



(5)市民と農業とのふれあいの実現

市民の余暇が増大、多様化する中で、田植えなどの農作業体験や自家消費野菜の生産など、市民の農業への参加ニーズが高まっており、ひらつか花アグリや市民農園などの活用により市民と農業との多様なふれあいが創出されることが期待されています。

2-3-3. 農業の活性化の基本的な考え方と活性化の体系

(1) 活性化の方向

農業は生命を支える食料を生産するばかりでなく、防災面や環境の保全、景観や伝統文化の継承など様々な分野で市民生活の豊かさに貢献しています。そこで、農業を生命産業と位置づけ、地域の特性をいかした第六次産業化による都市型農業を展開していくとともに、市民の農業への理解を促進し、持続可能な農業を確立していきます。

注：第六次産業： 第一次産業に分類される農業に、第二次産業（食品加工）・第三次産業（流通・販売）も取り入れて農業を活性化しようというもので、第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算して「6」になることから作られた造語です。

農業の振興に当たり、農業後継者の育成や新たな担い手の創出など、担い手の確保は緊急の課題であり、継続して取り組むことが必要となっています。また、農業がビジネスとしての魅力を持ち、農業者が生産力に加え、経営力を育むことが重要です。さらに、農地が減少を続ける中、耕作放棄地の解消を図るなど、農地を有効に活用していくことが求められています。

一方、安心安全な農畜産物の提供や農業とふれあう機会の創出など、市民の農業に対する多様なニーズを実現し、地場産農畜産物の販売力の向上を図るとともに、農業の持つ価値を市民と共有することで、都市型農業の円滑な推進を確保することが求められています。さらに、農業者や市民等に対する本市の農業情報の提供を充実するなど、農業資源を有効に活用することで、農業の振興と農業理解の促進を図ることが重要となっています。

(2) 活性化の体系

① 担い手育成の推進

担い手育成の推進

農業の多様な担い手を確保し、育成します。

② 経営力を育む農業の推進

農業経営力向上の推進

農業経営力の向上の支援、農業のブランド化などを進めます。

農業の経営環境の充実

力強い農業生産環境を充実させることにより、農業の経営基盤の強化を進めます。

農地の有効活用

農業経営のための重要な資源である農地の有効活用や、各種の農業施策の円滑な推進に努めます。

③市民のニーズに応える農業の推進

安心安全な農業づくりの推進

安心安全な農業づくりのため、地産地消や食農教育、環境にやさしい農業を進めます。

市民と農業のふれあいの推進

農産物の収穫体験などにより、市民と農業のふれあいを進めます。

④農業資源の有効活用

農業の情報化の推進

農業情報提供機会の充実と農業情報ネットワークの整備を進めます。

農業の観光化の推進

農業を観光資源として捉えた取組を進めます。

2-3-4. 農業の活性化施策

2-3-4-1. 担い手育成の推進

(1)担い手育成の推進

【①農業後継者の確保と育成】＜拡充＞

農業生産や生産基盤の保全を図るため、新たな農業後継者の確保を進めるとともに、農業後継者の育成と支援に努めます。

【②新たな担い手の創出】

＜拡充＞

農業生産現場における多様な担い手を確保するため、新たな担い手の創出や農作業受委託組織の強化を図るとともに、様々な法人の参入を促進します。



農作業風景（金田地区）

2-3-4-2. 経営力を育む農業の推進

(1)農業経営力向上の推進

【①農業経営力向上の支援】＜拡充＞

農業経営者としての経営意識の醸成を進めるとともに、経営力の向上を図るため、経営指導の強化や新たな農業ビジネスの展開に向けた研究などの取組を展開します。

【②多様な販路の確立】＜新規＞

地場産農畜産物の多様な販路を確立するため、契約栽培やインターネットの活用など新たな販路の開拓を図る取組を進めます。

【③農業のブランド化の推進】＜拡充＞

平塚の農業と農産物のブランド化を図るため、優良農産物生産者の顕彰や環境へ配慮した農業の推進などの取組を展開することで、農業生産活動や農産物の高付加価値化を進めます。

(2)農業の経営環境の充実

【①農業生産基盤の整備】＜継続＞

農業生産環境の効率化や安定化などを図るため、農道や用排水路の整備を計画的に進めます。

【②農業生産環境の充実】＜継続＞

農業経営の体質強化等を図るため、農業者の設備導入への支援や法人化の促進などの取組を進めます。

(3)農地の有効活用

【①農地集約化の促進】＜継続＞

農地の効率的な活用を図り、地域農業の活性化に寄与する取組を進めるため、集約化を図るなど農地の有効活用に努めます。

【②耕作放棄地解消の推進】＜拡充＞

良好な営農活動を確保するとともに、農地の有効利用を図るため、地権者へ耕作放棄地解消の働きかけを行うなど耕作放棄地の解消を図る取組を進めます。

2-3-4-3. 市民のニーズに応える農業の推進

(1)安心安全な農業づくりの推進

【①地産地消の促進】＜拡充＞

安心安全な農畜産物を求める市民(消費者)ニーズへ対応するため、地産地消の促進やトレーサビリティを確保する取組などを進めます。

注：トレーサビリティ：食品の安全を確保するために栽培・飼育から加工、製造、流通などの過程を明確にすること。またその仕組み。

【②食農教育の推進】＜拡充＞

農業を身近に感じ、その重要性に対する認識を高めるため、生産者との交流を図る事業などを展開するとともに、家庭や学校教育の中における食農教育を推進します。



直売施設の風景



直売イベント（金田ふれあい市）

【③環境にやさしい農業の推進】＜拡充＞

環境への負荷の低減化を図るとともに、市民（消費者）に安心して安全な農畜産物を提供するため、有機減農薬栽培の促進や畜産環境の改善など環境にやさしい農業の普及を進めます。

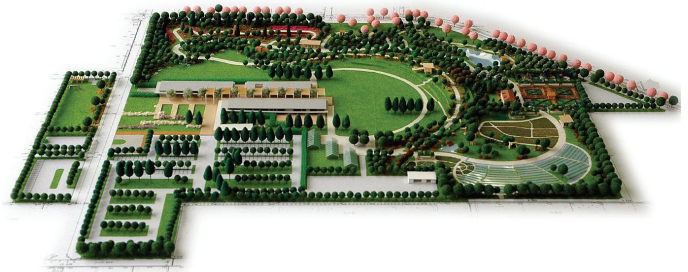
(2)市民と農業のふれあいの推進

【①市民と農業のふれあいの推進】＜拡充＞

ひらつか花アグリを活用を始め、市民と農業の多様なふれあいの機会を創出するとともに、市民と農業者の交流を進めます。



市民農園



花菜ガーデン鳥瞰図

【②体験型農業の推進】＜新規＞

市民などを対象とした農産物のもぎ取りや農作業体験などの農業体験を行う体験型農業への取組を進めます。

2-3-4-4. 農業資源の有効活用

(1)農業の情報化の推進

【①農業情報提供の充実】＜拡充＞

農業に関する情報を有効に活用するため、農業者や市民（消費者）に対する本市の農業情報や営農に関する情報の提供を充実します。

【②農業情報ネットワーク構築の推進】＜新規＞

農業者と農業者、農業者と行政などの情報の交換を円滑にするとともに、農業経営にインターネットなどの情報システムを活用し、農業者を中心としたネットワークや新たな販路を確保するシステムづくりを進めます。

(2)農業の観光化の推進

【①ひらつか花アグリ観光スポット化の推進】＜新規＞

ひらつか花アグリを観光スポットと位置づけ、平塚市観光協会等と連携した取組を展開することで、ひらつか花アグリへの来訪者の増加を図るとともに、市内の他の観光スポットへの回遊を誘導します。

【②観光農園整備の促進】＜新規＞

観光的な要素を農業経営に取り入れるため、農業とのふれあいを求める観光客を対象とした体験型の観光農園の整備を促進します。



農地が広がる風景



農業体験の様子

2-4. 漁業の活性化

2-4-1. 漁業のこれまでの経緯

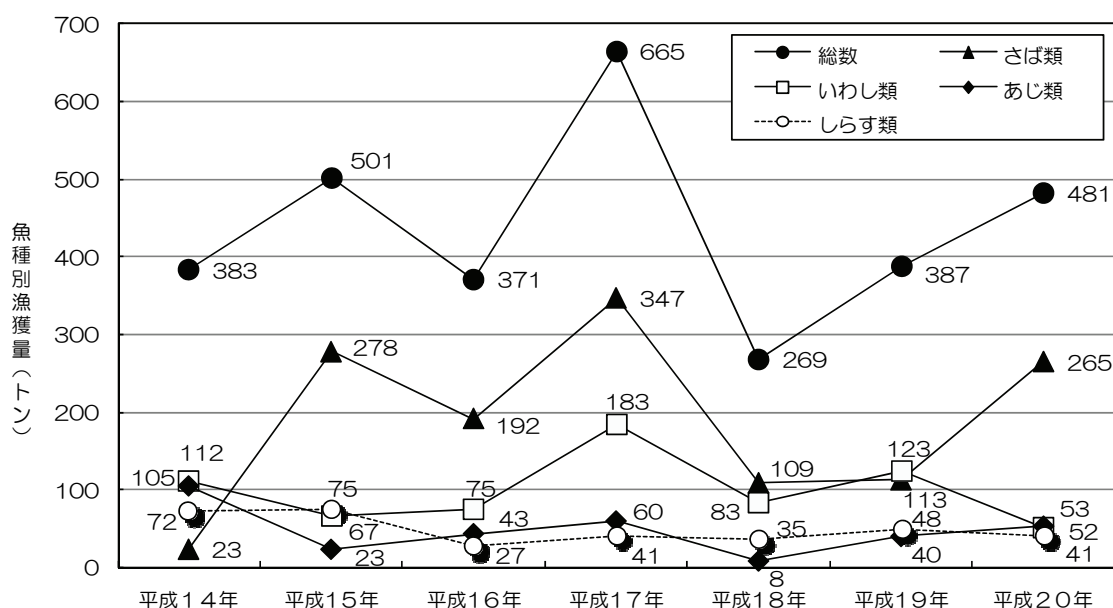
世界一生物相が豊かな相模湾に臨む本市では、古くから様々な漁業が行われてきました。また、漁港周辺地区は、かつて須賀湊とよばれ、沿岸廻船や相模川舟運による物資の集散地としてにぎわいました。明治以降になると、浜はブリの定置網で活気づき、大正から昭和30年代には、伊豆諸島周辺を主漁場とするカツオ一本釣りが全国に名を馳せました。

現在は、大型定置網、船曳網、刺し網、遊漁を兼業とする一本釣りなどが行われ、あじ、さば、いわし、しらす、ひらめ等を水揚げし、市内を始め京浜方面に出荷しています。また、カツオ一本釣りから転向した遊漁船業は、関東一円から広い集客力を持ち、漁家経営における重要な位置を占めています。

近年、漁業を取り巻く環境は、水産資源の減少や海洋環境の変化、消費者の魚離れの進行等とともに、魚価の低迷、世界的な経済不況に伴う漁業資材や燃油の高騰、さらに遊漁客の減少などによって、一段と厳しさを増していますが、一方では、食の安心安全や食育への関心の高まりから、新鮮な地場産水産物の価値が再び注目されてきました。

さらに、さがみ縦貫道路が開通することにより、首都圏と平塚の海との時間的距離が短縮されることになり、また、区画整理事業による新しいまちづくりも動き始めようとしています。須賀湊から続く長い歴史とともに、海や漁業にまつわる数多くの歴史資源や伝統的な文化、風習が残されたこの地区は、海の豊かな恵みや自然を享受できる場所としての役割も期待されています。

漁獲量の推移



出典:平塚市統計書

2-4-2. 漁業の現状と課題

(1) 安定した漁業生産性の確保

本市の沿岸は、天然礁のない平坦な海底であり、主に漁獲される魚は、あじ・さば・いわし類等、年によって漁獲量が大きく変化する回遊魚が主体です。また、近年では、世界的な水産資源の減少とともに、地球温暖化による海域の生態系への影響も予想されています。

安定した漁業生産性を確保していくためには、今後の水産資源の動向や海洋環境の変化に注視しながら、人工漁礁の設置、種苗放流、海底耕うん、海岸清掃等による漁場づくりを効果的に実施していく必要があります。

(2) 漁業経営力の強化

本市の漁業就業者は、現在、7割強が59歳以下であり、若い世代の新規就業者も多くみられますが、本市漁業を持続的に発展させていくためには、引き続き新規就業者の確保とともに、時代に即した実践的な経営能力を持つ人材の育成が求められています。

漁業経営は、漁船の建造や漁具の改修・更新に莫大な費用を要することから、安定的な漁業経営を支える金融支援制度の充実が求められています。

市場出荷が主体の漁獲物は、販路の硬直化や他産地との競合による慢性的な魚価の低迷状態にあることから、適正な魚価形成に向けた漁業者主体の流通・販売体制の確立が迫られています。特に、定置網で大量に漁獲されるカタクチイワシやゴマサバ等は、大部分が餌量向けとして安値で取り引きされるため、これら低未利用魚の新たな有効活用が求められています。

漁業活動は、厳しい自然環境の中で危険と隣り合わせた過酷な労働を伴うことから、漁業者の生命・財産を守るとともに快適で魅力ある就労の場を確保するため、漁港・水産関連施設は、安全性や機能性に配慮した整備・拡充を進める必要があります。

(3) 漁業や海に対する市民等のニーズへの対応

広域的なアクセス性の向上により集客効果が期待される新港周辺は、漁業や海に対する市民等の様々なニーズに応えた海業の展開による、市民と漁業との交流拠点としての役割が求められています。

平塚の海や海岸、相模川は、貴重な自然資源として多くの市民に親しまれ、様々な海洋レクリエーション活動の場となっていますが、一方では、漁港や漁場利用上の事故やトラブルも少なくありません。これまで、行政機関や各団体等の連携による海・浜・川の適正な利用調整や救難活動に努めてきましたが、より一層の連携強化により、ルールの定着化や活動体制を充実していく必要があります。

2-4-3. 漁業の活性化の基本的な考え方と活性化の体系

(1) 活性化の方向

本市の漁業は、市民の豊かな食生活を支えるとともに、市民が海にふれあい楽しむ機会を提供していく産業として位置づけ、地域の特性をいかした漁業活性化策を展開していきます。

市民の豊かな食生活を支えるために、生産力の高い漁場環境を維持・保全し、様々な知識や技術を活用した効率的な漁業を営み、新鮮な魚介類を安定して水揚げしていくとともに、漁業経営の安定化を図るため、地域の特性をいかし、市民のニーズや期待に応えた供給・販売体制の確立を進めます。

市民が海にふれあい楽しむ機会を提供していくために、様々な地域資源を活用した海業を展開するとともに、来訪者が憩い楽しむことができる、地域と一体となった回遊性の高い交流拠点づくりを進めます。また、漁業者と市民との協働による安全な海面等の利用調整を進めます。

(2) 活性化の体系

① 豊かな漁場づくり

漁場生産力の向上

漁場の造成や栽培漁業の推進により、地先漁場の生産力を高めます。

漁場の環境改善

漁業者と市民等が連携・協働して海・浜・川の清掃活動等を実施し、良好な漁場環境の保全に努めます。

② 経営力を育む漁業の推進

担い手の育成と支援

経営感覚の優れた漁業者を育成するとともに、意欲ある新規就業者の加入を促進します。

漁業の経営力の向上推進

制度資金等による経営支援、多様な流通経路の構築、地産地消やブランド化を促進します。

漁港・水産関連施設の整備・拡充

漁船の安全な航行・係留、漁獲物の生産・流通、漁具の補修・保管、防災などの機能を充実した漁港施設を整備・拡充します。

③市民のニーズに応える海業の推進

海業の推進による市民との交流促進

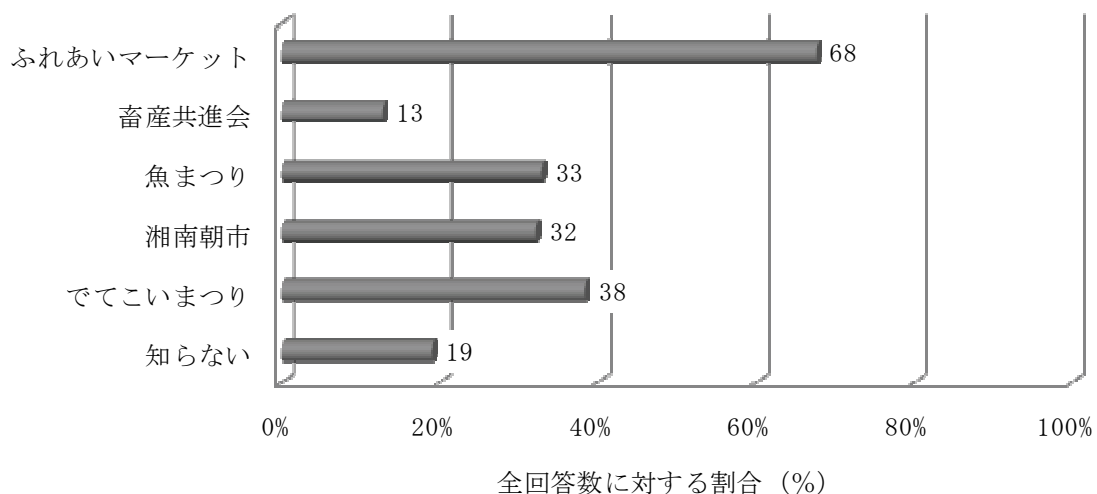
地域資源を活用した本市独自の海業を展開し、漁業に対する市民の理解を促進するとともに、地域コミュニティと一体となった交流拠点づくりを進めます。

漁業と海洋レクリエーションとの調和がとれた海面等利用の促進

海面等の利用ルールの定着化や救難体制を充実し、安全で秩序ある海・浜・川の利用調整を進めます。

市民アンケート結果

知っている農業・漁業に関するイベントは（複数回答）



定置網漁



シラス漁

2-4-4. 漁業の活性化施策

2-4-4-1. 豊かな漁場づくり

(1) 漁場生産力の向上

【①魚礁の設置】<拡充>

漁場の生産性を高めるため、既設魚礁の設置・利用状況を調査し、効果的な魚礁の設置を進めます。

【②栽培漁業の推進】<継続>

放流効果の高いヒラメやマダイの稚魚放流を継続して支援します。その他、試験研究機関と連携して、漁場に適した放流魚種等の研究に取り組みます。また、市民参加による稚魚放流会や放流募金活動への協力を通じて、栽培漁業の必要性を啓発します。



ヒラメ稚魚の放流

(2) 漁場の環境改善

【①海底耕うんによる底質改善の促進】<継続>

漁場の底質を改善し、魚類等の生息環境の向上を図るため、漁業協同組合が実施する海底耕うんを支援します。

【②漁場保全活動の促進】<継続>

漁業者と市民等の連携・協働による海岸・河川の清掃活動や、漁場油濁被害に対する防除・清掃活動等を支援・協力します。

【③漁場環境保全に係る啓発】<拡充>

関係機関・団体等と連携し、海の環境教室や漁場油濁被害防止研修会など、様々な啓発活動の実施を支援します。また、漁業者と河川上流域で活動する団体との交流機会の拡大を促進し、海・川が一体となった漁場保全意識を醸成します。

2-4-4-2. 経営力を育む漁業の推進

(1) 担い手の育成と支援

【①経営能力の優れた漁業者の育成】<拡充>

優れた経営管理能力や卓越した漁業技術を持つ漁業者を育成するため、各種研修会等の実施を支援するとともに、漁業者の自発的な取組を促進します。

【②新規就業者の確保】＜拡充＞

児童を対象とした体験漁業や漁業学習会の実施を促進し、海や漁業に対する興味・関心を高めます。また中学生、高校生の職場体験やインターンの受け入れ機会を促進し、将来の担い手の確保に努めます。

【③女性の参画の促進】＜新規＞

漁業に関わる女性の組織化を促進し、特産品の開発や荷さばき・加工・販売などの分野への女性の参画を進めます。

【④魅力ある就労の場づくりの推進】＜継続＞

機能的な漁港施設の改修・整備と合わせて作業機械や設備の充実を図り、安全で働きやすい就労環境づくりを進めます。

また、定期健診や健康教室等、漁業者の福利厚生に係る漁業協同組合の取組を促進します。

(2)漁業の経営力の向上推進

【①制度資金等による経営支援】＜新規＞

漁業経営の安定化を図るため、漁船や漁具等の設備導入に必要な制度資金や運転資金の融資、漁業共済の活用を支援します。

【②多様な流通経路の構築】＜拡充＞

産地販売力を強化するため、産地直送、消費者へのインターネット販売等、多様な流通経路の構築を促進します。カタクチイワシやゴマサバ等の低未利用魚は、有効活用方策の研究に対して専門家の派遣や情報提供等による支援を行います。



漁獲物の水揚げ風景

【③計画的な出荷調整設備の導入促進】＜拡充＞

漁獲物の高鮮度出荷や出荷調整を進めるため、活魚設備の導入を促進するとともに、産学公の連携により、新技術を利用したイケス網等の開発・研究を支援します。

【④地産地消の促進】＜新規＞

市民ニーズに応える流通・加工・販売方法を確立し、必要な設備や機器類の導入を支援するとともに、鮮魚店や料理店、農産物直販施設等と連携し、平塚産水産物を購入できる場所づくりを進めます。

インターネット等を活用して、魚の旬や水揚げ状況、優れた栄養特性、調理方法等に関する情報発信を充実するとともに、店頭における平塚産品のPRを促進します。

【⑤魚食の普及】<継続>

朝市やふれあいマーケット、市内各地を巡回する魚調理教室等、市内の水産関係団体が連携した湘南ひらつか魚食普及協議会の活動を支援し、魚食の普及を促進します。

【⑥漁獲物のブランド化の推進】<新規>

平塚市漁業協同組合による独自の品質管理ガイドラインの策定と認証制度の導入を促進し、鮮度や品質の保証による他産地との差別化を進めます。

【⑦食育の推進】<新規>

学校給食と連携した平塚産水産物の供給方法の検討、漁業版教育ファームの実施、健康に関する講習会やイベント時の素材の提供などにより、食育を推進します。



魚まつり朝市(平塚魚市場)

(3)漁港・水産関連施設の整備・拡充

【①漁船等の安全対策の推進】<拡充>

相模川河口航路を航行する漁船等の安全を確保するため、航路浚渫や導流堤の改修を進めるとともに、河口対策事業基金を効果的に運用します。新港は、機能の向上・改善に必要な対策を講じます。

【②効率的な漁業作業場の整備】<継続>

新港背後地では、漁具の洗浄、補修、保管に必要な用地を整備するとともに、周辺の住環境への影響を緩和します。



定置網の補修作業

【③漁港の防災力の強化】<新規>

高潮被害から漁港背後地を防御するため、新港西側に防潮堤を延伸します。また、震災時の海上物資輸送基地として必要な機能を整備します。

2-4-4-3. 市民のニーズに応える海業の推進

(1) 海業の推進による市民との交流促進

【①海業の推進】＜拡充＞

豊かな自然や歴史・文化等、地域に根づいた様々な資源を活用し、観光的な要素を取り入れた体験漁業や特産品の開発、水産物を楽しむ場づくり、街中観光スポットの創出などを進め、地域資源と漁港をつないだ本市独自の海業を推進します。また、海業の推進役として、平塚海業支援センターの取組を支援します。



体験漁業

【②市民との交流拠点づくり】＜拡充＞

広域的なアクセス性の向上により集客効果が期待される新港は、体験漁業や交流イベントなどの様々な用途に対応できるよう、多目的な機能を有する広場やトイレ・休憩施設等を整備します。また、フィッシャリーナは、海の駅として必要な機能や設備の充実を図るとともに、民間事業者のノウハウを活用した管理運営を進めます。

隣接する区画整理事業計画地には、海業に関連する店舗や飲食物販施設などの導入について働きかけます。

【③市民への情報提供の充実】＜新規＞

インターネットや地域の散策マップ等を活用し、漁業を始め海や魚に関する事業や生産品の紹介、地域の魅力あるスポットなど、地域コミュニティと一体となった様々な情報を発信します。

(2) 漁業と海洋レクリエーションとの調和がとれた海面等利用の促進

【①海・浜・川の利用調整ルールづくりの促進】＜拡充＞

平塚の海・浜・川及び漁港内における事故やトラブルを防止し、秩序ある利用を促進するため、漁業者と海洋レクリエーション団体等との連携によるルールづくりや啓発活動等の取組を支援し、ルールの定着化を進めます。

【②海難救助体制の充実】＜拡充＞

神奈川県水難救済会平塚救難所を中心に、海上保安庁や平塚市消防との連携強化を進めるとともに、迅速な救難活動に対応するため、新港に救助用資機材等の保管施設を配置します。また、釣り人に対する安全・情報伝達設備の設置を進めます。

相模川や平塚漁港を利用する船舶の海難事故を防止するため、平塚市漁業協同組合と各マリーナとの間で、海象や河口状況等に関する情報連絡網の整備を進めます。

2-5. 観光の活性化

2-5-1. 観光のこれまでの経緯

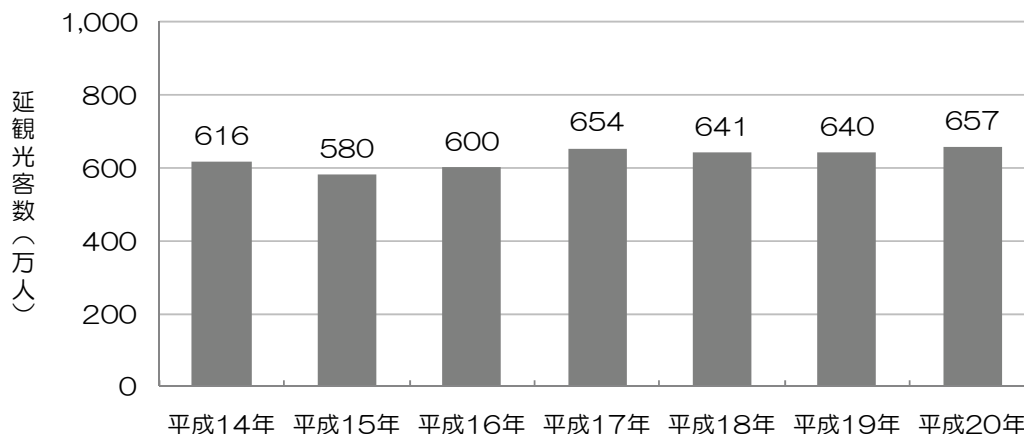
本市は、四季を通じて温暖な気候に恵まれているとともに、海、川のほか、みどり豊かで緩やかな丘陵地などの自然に囲まれ、市民が居住しやすい都市となっています。一方、市外からの来訪者を誘導すべく観光的な視点から本市の地域資源を捉えた場合、名所、旧跡地のほか、伝統芸能などの継承もさらにいかしていく余地があります。

本市を代表する観光イベントとして、七夕まつりが昭和26年から開催されてきましたが、当初は、商業者のまつりであったものを今日の「市民のまつり」へと育ててきました。同じく昭和26年から開催されてきた花火大会についても、市民参加を推進した「市民のイベント」として開催されるに至っています。

近年、観光の持つ多面的な役割が重要視されるようになりました。そのため、旧来から多くの観光客を集めてきた著名な温泉地や観光地以外の都市においても、それぞれの都市の特色をいかした新たな観光への取組が展開されています。

本市においても、市民生活の向上を目指して、観光客誘致に結びつけるべく新たな観光資源の開発に努めるとともに、近隣市町との連携により、それぞれが持つ観光資源を補完しあう「広域連携観光システム」を形成し、著名な観光地に負けない新たな地域観光地づくりを進めています。

本市への観光客の推移



出典:神奈川県入込観光客調査報告書

2-5-2. 観光の現状と課題

(1)平塚の魅力ある観光をいかした個性ある観光地の形成

本市には、平塚八景に代表される景勝地を始め、海や川、丘陵地などの自然景観、地域に点在する社寺や文化財、東海道平塚宿の遺構、博物館や美術館、観光農園などのほか、七夕まつりに代表される様々なイベントや、各種特産品など多様な観光資源を有しています。しかし、広域から四季を通じて多くの観光客を誘致していくためには、本市の資源のさらなる有効活用とともに、新たな施策の展開が必要となっています。

観光によって地域における産業活性化の効果が期待されることから、地域特性の資源をさらにいかし、また新たな資源を発掘・開発して、個性的で魅力ある観光を推進していく必要があります。

(2)産業観光の推進

観光は、あらゆる産業分野と連携することにより、その効果を倍増させることのできる新型産業であり、関連産業と連携しつつ推進していくことが重要となっています。

(3)観光客のニーズに合わせる柔軟な対応能力

観光客のニーズは、有名観光地を周遊する観光から、テーマ性や目的性を高めるもの及び自ら参加して楽しむものへと変化してきており、今後は地域に埋もれた観光資源や既に行っているイベント等を今の観光客のニーズに合わせて、再発見、再開発し、PRしていくことが求められています。

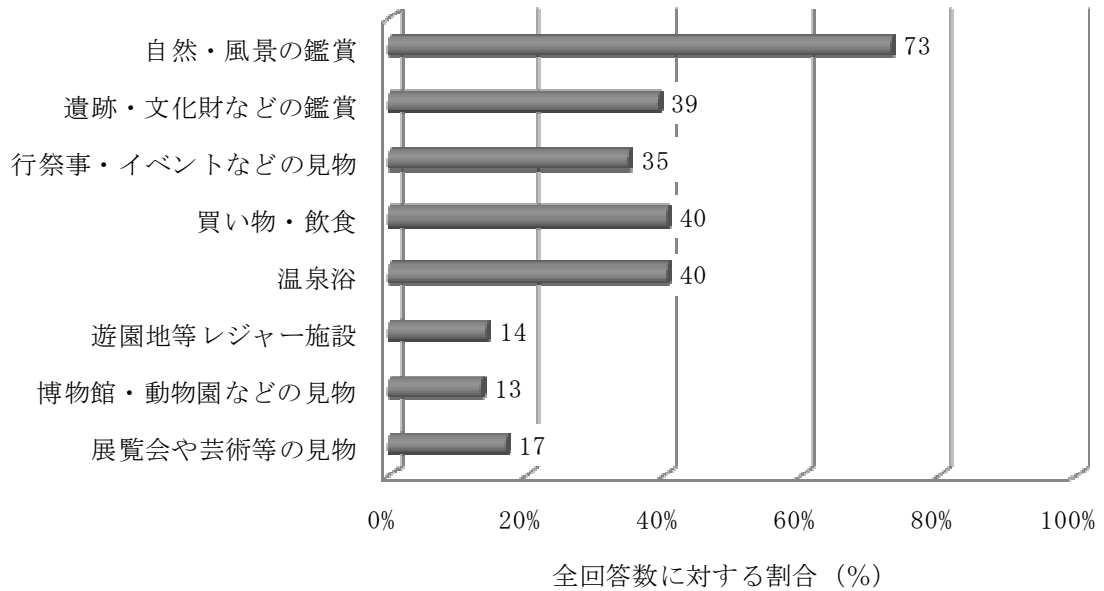
(4)地域の観光関連団体との連携が必要(産学公との連携)

地域の観光振興を活性化するためには、観光に関連する団体（観光協会・大学・商工会議所・NPO・民間事業者）との協働が必要となります。このためには、協働する団体などの育成も課題となります。特に、平塚市観光協会を主軸に各団体の結束を図っていくことが重要となります。

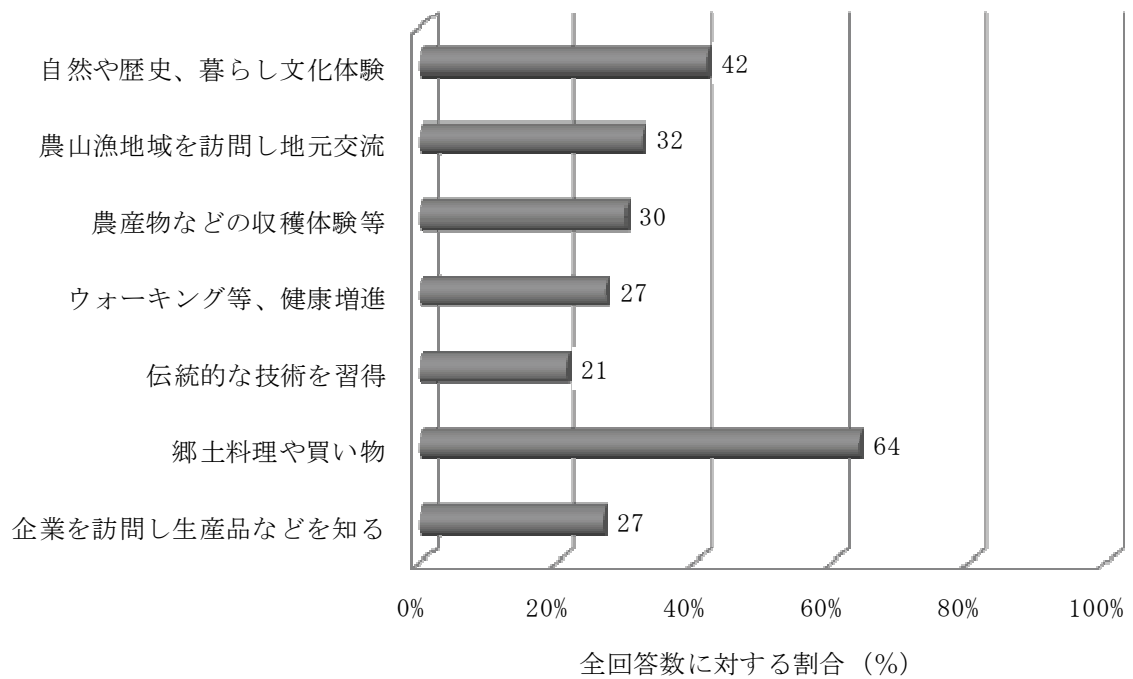
(5)観光資源の特性やテーマに応じた広域観光の推進

観光の手法として、近隣市町との連携により、それぞれが持つ観光資源を補完しあう「広域連携観光システム」を形成し、新たな地域観光地づくりに取り組んでいくことが求められています。

市民アンケート結果
観光をする際の主な目的は（複数回答）



市民アンケート結果
どの観光ツアーに参加したいと考えるか（複数回答）



2-5-3. 観光の活性化の基本的な考え方と活性化の体系

(1) 活性化の方向

平成18年には「観光立国推進基本法」が制定され、また平成19年には「観光立国推進基本計画」が策定されています。この計画では、観光が国際間における相互理解や、豊かな国民生活の実現、地域への愛着などに寄与すること、観光立国の実現に関する基本的な方針が明示されており、地方自治体においても、より積極的な視点から観光施策を充実させていくことが求められています。本市においても、地域産業の活性化や市民生活をより豊かにするために、新たな観光資源の発掘や観光サービスの展開を図っていくことが重要です。

歴史的な建造物や著名な花の名所、温泉などが少ない本市において、四季を通じて観光客を広く誘致するために、近隣市町との広域観光連携事業の実施を進めていきます。

今後、観光のさらなる活性化のために、行政と観光協会との緊密な連携を進めていくとともに、観光に係る各種の団体、大学、各種の産業との協力体制を構築し、連携して観光振興に取り組んでいきます。

また、観光事業として、七夕まつりや花火大会を開催してきましたが、市民参加をさらに進め、魅力ある「まつり」へと進めていきます。

(2) 活性化の体系

① 地域資源の観光化

平塚の魅力ある観光資源をいかした個性ある観光地の形成

本市は、海や山、川などの豊かな自然資源のほか、歴史文化資源、街の景観や商業など多様な資源を有することから、それらを観光資源として発掘・評価し、一層魅力ある資源にしていくことで、個性ある観光地形成を図っていきます。

産業観光の推進

商業、工業、農業、漁業など多様な産業を有する本市では、それらを観光資源として捉え、連携していくことで、観光集客や観光客のニーズに応えた新たな生産品の開発が期待されます。このため、産業との連携やその取組を支援していきます。

② 広域観光の推進

観光客のニーズに対応する受け入れ体制の整備

本市を訪れる観光客が、楽しく、安全に観光を楽しめるように、そのニーズを検討しつつ受け入れ体制の整備を図っていきます。

観光資源の特性やテーマに応じた広域観光の推進

近隣市町と連携し、それぞれの観光資源や立地特性をいかして、広域周遊型の観光を広めるために、ツアーの企画や受け入れ体制、広報などを近隣市町関係団体と協議し実施していくことに努めます。

地域の観光関連団体との連携の強化

平塚市観光協会の活性化を図るとともに、観光関連団体、大学、企業、市民ボランティア及びNPOなどとの連携を推進していきます。



「湘南めぐり」平塚開催風景
(湘南地区観光振興協議会)



広域連携観光キャンペーン風景

2-5-4. 観光の活性化施策

2-5-4-1. 地域資源の観光化

(1) 平塚の魅力ある観光資源をいかした個性ある観光地の形成

【①七夕まつりの活性化】<拡充>

平塚の大きな観光資源である七夕まつりに
ついて、市民参加やエコなどをさらに推進する
とともに、時代にあった魅力アップに努めます。



七夕まつり（夜景）

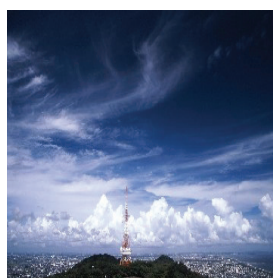


多くの来場客でにぎわう
七夕まつり

【②観光資源の発掘と活用】<拡充>

平塚八景を始め、花の名所や海辺の観光など四季折々の既存観光資源を振興・活用
していくとともに、新たな地域資源開発の取組を進めます。また、花火大会のイベン
トなどについても、さらに市民参加を進めるとともに、開催内容の見直しにより、魅
力ある「まつり」としていきます。

平塚八景



湘南平



金目川と観音堂



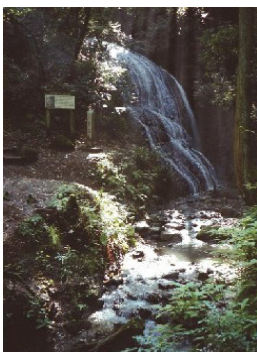
平塚砂丘夕映え



七国峠・遠藤原



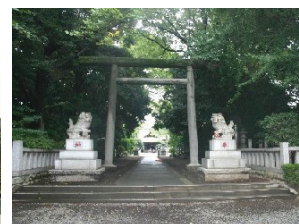
八幡山公園



霧降りの滝・松岩寺



湘南潮来



森の前鳥神社

(2)産業観光の推進

【①観光と産業分野との連携】〈新規〉

観光は、あらゆる産業分野と連携させることにより、その効果を倍増させることができることから、様々な産業と連携した観光を進めます。

2-5-4-2. 広域観光の推進

(1)観光客のニーズに対応する受け入れ体制の整備

【①ニーズに対応した観光情報の発信】〈拡充〉

観光客の求めるニーズが、これまでの観光地を観て回るものから、自ら参加して楽しむものへと変化しているため、これらのニーズに対応した観光事業を進めます。

【②受け入れ施設等の整備】〈拡充〉

観光客に必要なトイレや観光案内板などの基盤サービス施設の整備を進めます。

【③遊歩道・自転車ネットワークの利用推進】〈継続〉

本市の平坦な地形をいかし、史跡や観光地を巡る手段として、徒歩や自転車の利用を推進するため、案内板やマップ等関連情報の提供や、休憩スポット、レンタサイクルステーションなど利用しやすい環境の整備に努めます。

(2)観光資源の特性やテーマに応じた広域観光の推進

【①近隣市町との連携強化】〈継続〉

近隣市町と情報交換などの連携を進めるとともに、連携した一体的な観光客誘致活動を進めます。

【②広域観光ツアーの企画作成】〈新規〉

広域観光では、海岸線、庭園、体験、交流、健康などの共通テーマや各地域の特性をいかした観光や、宿泊を伴う周遊型観光の展開などを進めます。

(3)地域の観光関連団体との連携の強化

【①観光協会の組織の育成支援】〈拡充〉

観光を通じて地域の活性化を継続的に展開し、魅力ある観光を進めるために、観光協会の組織の強化と支援を行うとともに、観光協会を主軸に各団体との連携を進めます。

【②産学公、市民との連携の強化】〈新規〉

地域の観光振興のためには、各産業や大学との連携並びに国、県等との協働が効果的であることから、産学公の連携を進めるとともに、市民の観光に対する理解協力が得られるように意識啓発に努め、観光を支えるボランティア団体等の育成を図ります。

第3章 分野横断的な産業振興

本章は、産業振興の基本方針のもと、商業、工業、農業、漁業、観光等の分野横断的な連携による産業振興に向けた施策を示します。

それは2つに分けられ、まず分野横断的な連携自体を進める「多様な機会づくりと連携の体制づくり」、そして連携による成果を高めるための取組を進める「成果を高める連携の推進」となっています。

3-1. 現状と課題

(1) 分野横断的な連携の必要性

国内外の市場での需要の減少はかつてない状況にある中で、少子高齢化や人口減少、環境やエネルギー面の制約の強化などの新たな局面を迎え、経済社会は構造的な転換期を迎えています。また、市場のニーズが刻々と変化しており、その変化に積極的に対応し、新たな市場ニーズを掘り起こしていくことが求められます。

既存事業の継続だけではこれらの時代の変化に対応できず、事業の発展はもとより継続していくこと自体が困難となる可能性が高いと考えられます。今後は、様々な連携により時代に対応していくことで、付加価値の高い製品(商品)・サービスを開発し、販路を開拓していくことが必要と考えます。

そのため、「分野横断的な産業振興」を、これからの総合的な産業振興策の柱として位置づけて推進する必要があります。

(2) 連携機会の拡充と体制づくり

本市では、これまでも産学公連携窓口の設置や大学と企業が交流できる場の提供を始め、様々な連携の促進を図ってきました。

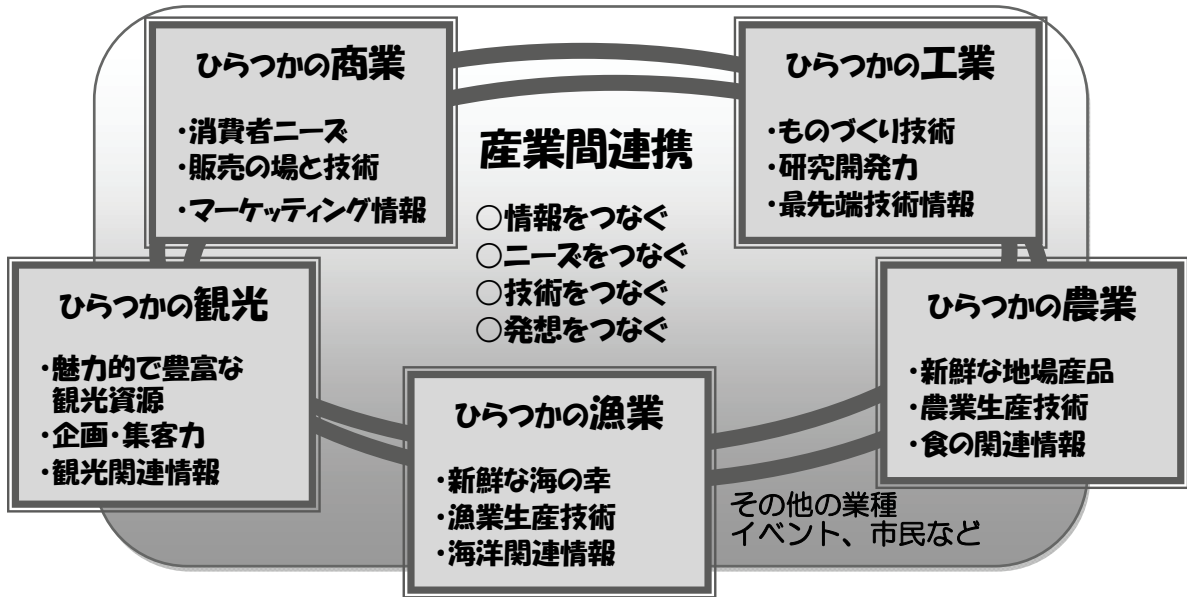
注：様々な連携の促進： 産業間連携による環境ビジネスの創出、テクノフェアの開催、経営者の意識改革の支援による販路開拓の促進、工業情報ネットワークの構築、環境共生型企業懇話会の開催、他産業との連携による付加価値の高い加工食品の開発、農業者と地域商業者との連携強化、マーケティング講座の開催など

しかしながら産業の中心をなす中小の事業者にとって、将来の展望を見据えた積極的な改革を進めるには、様々な創意工夫と中小事業者の特徴をいかした取組が求められています。改革は、あらゆる産業と、材料、技術や仕組みから消費者へのアプローチなど、先端から裾野までの全段階が対象となります。

特に、商業、工業、農業、漁業、観光、さらに多様な分野で連携して産業振興に取り組むことは、これまでも「工業を中心とした異業種交流や産学公交流」、「商業と消費者の交流」、「農業や漁業と商業の交流」など、個別に行われてきています。

今後は、さらに多様な連携機会を拡充していくとともに、連携のための体制づくりを進めていくことが重要となります。

分野横断的な連携の展開イメージ



〈展開例〉

連携要素	工業	農業	漁業	観光
商業	○内装・外装材開発	○中心市街地や商業イベントでの農産品PR・販売 ○契約販売拡充 ○農産品の新たな販売システムの開発	○新港周辺でのフィッシャーマンズワーク ○未低利用水産物を活用した加工品等の開発・販売	○まちなか観光 ○商店街の観光PR
工業		○地場農産品の加工食品の開発や、食品加工にあわせた農産品生産 ○農産品の工業生産(国が進めている植物工場) ○農業関連用品の開発	○鮮度保持装置の開発 ○漁業関連用品の開発 ○規格外等の水産物を活用した商品開発	○産業観光 ○お土産品開発
農業			○高付加価値加工食品の開発 ○直販施設の相互活用	○ひらつか花アグリ観光スポット化 ○観光農園 ○グリーンツーリズム
漁業				○ブルーツーリズム ○海の駅 ○体験漁業
観光				

分野横断的な連携

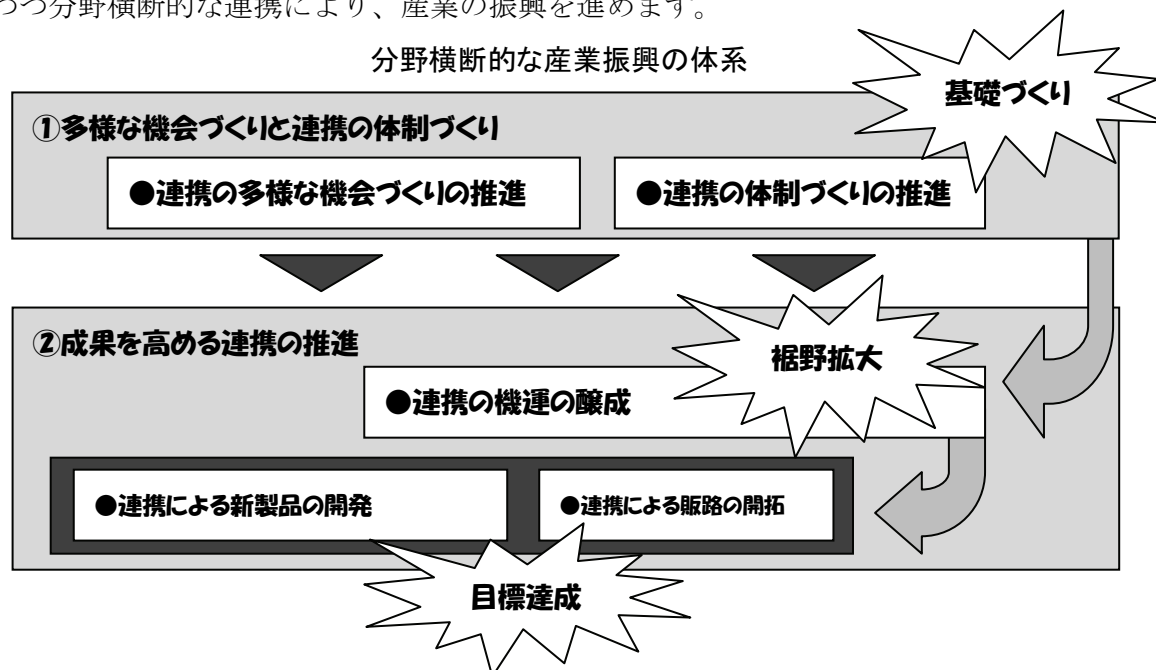
発想の連携
技術の連携
情報の連携
ニーズの連携

注： 3分野を超える多彩な連携も考えられますが、ここでは2分野の連携について例示します。3分野を超える連携では、例えば図中の農業と観光の連携の展開例「ひらつか花アグリ観光スポット化」において、さらに漁業と連携して新鮮な平塚の海の幸の販売やPRを行うことなどが考えられます。

3-2. 基本的な考え方と体系

(1)「分野横断的な産業振興」推進の方向

経済社会の転換期にあつて市場ニーズの変化に対応し、競争力や付加価値の高い産業づくりを実現するため、商業、工業、農業、漁業、観光のそれぞれの特色をいかしつつ分野横断的な連携により、産業の振興を進めます。



(2)「分野横断的な産業振興」推進の体系

①多様な機会づくりと連携の体制づくり

分野横断的な連携の多様な機会づくりの推進

産業に関わる多様な連携の機会や幅広い交流の場づくりを進めます。また、初期段階では分野横断的な連携の研究を進めます。

分野横断的な連携の体制づくりの推進

分野横断的な連携を促進するための体制づくりを支援します。

②成果を高める連携の推進

分野横断的な連携の機運の醸成

中小の事業者の分野横断的な連携の機運を高めます。

分野横断的な連携による新製品(新商品)の開発

新しい社会ニーズに対応する製品やサービスの導入につながる分野横断的な連携の取組を支援します。

分野横断的な連携による販路の開拓

既存の販路拡大や新たな市場を切り開く分野横断的な連携の取組を支援します。

3-3. 振興施策

3-3-1. 多様な機会づくりと連携の体制づくり

(1)分野横断的な連携の多様な機会づくりの推進<新規>

異業種や異分野の連携が、競争力や付加価値の高い産業づくりの中核的な役割を果たしていくことも想定され、これまでの同業種の組合などによる連携をいかしつつ、さらに多様な連携機会を創出していくことが必要です。

このため、産業に関わる多様な連携の機会づくりを推進します。推進するためには、いかなる機会をつくれればよいかについて、各分野が協働して十分検討していく必要があるため、研究会の準備を進めます。

まず、ベースとなるこれまでの個々の事業者間の連携、同業種間の連携を見直し、着実に連携を推進する機会づくりを支援します。また、これまでの施策も踏まえて、既存の異業種の連携機会を拡充するとともに、既存の産学公連携窓口をいかし、中小企業等と大学との連携など、産学公の連携を一層進めます。

なお、分野横断的な連携は、新たなつながりを模索していくことにもなるため、幅広くふれあう場も必要であり、その交流機会の充実を支援します。

一方で、産業は地域の活性化や雇用の確保に大きく貢献し、市民生活の向上に重要な役割を果たしています。さらに、それが立地する一定の地域に対して、日常生活やコミュニティに大きく影響し産業と地域が密接不可分となる場合が多くなっています。また、「神奈川県中小企業活性化推進条例」においても、中小企業の振興に関する施策への協力に努めることが県民の責務として位置づけられていることから、この条例に規定された「神奈川県中小企業活性化推進計画」との連携を図った事業展開を進めます。

(2)分野横断的な連携の体制づくりの推進<新規>

技術情報や資金、経営ノウハウなどに対して支援を行います。

市内外の企業や組織との連携を検討し、産業間連携を支援する組織の設立に向けた準備を進めます。

また、連携組織は、目的に合わせて組織化や目的の達成度合い等必要に応じた再編など、効果的で柔軟な対応が望まれることから、組織設立後の中長期的な組織化・ネットワーク化に支援を行います。

3-3-2. 成果を高める連携の推進

(1)分野横断的な連携の機運の醸成<新規>

新製品の開発、販路の開拓には、様々なハードルが想定されますが、そのハードルを越える活力ある事業者を増やし、成功例を生み出すための裾野を広げ、さらに相乗効果を高めることが地域産業の振興にとって重要であり、産業間連携の機運の醸成につながります。

このため、現在の研究開発や新分野への進出、早期事業化などを図るため、各産業が持つノウハウやサービスのほか、シニア層を含む個人の優れた技術、経験、知識をいかすなど幅広い連携に取り組むことを支援し、各産業分野の競争力の向上によって、産業間連携の機運を高めます。

(2)分野横断的な連携による新製品(新商品)の開発<新規>

本市には商業、工業、農業、漁業などの種々の産業集積、海や山、川などの豊かな自然資源があり、各産業の特性をいかして連携することにより、本市独自の新しい産業の展開が可能となることが想定されます。「農商工等連携促進法」などによる取組も進められており、国、県の施策と連携を図りつつ、従来の縦割りの分野を超えた連携を支援することで新製品の開発を促進します。

このため、まず開発のためのニーズ調査を事業者に行い、次にどのように連携を行うかを検討し、地域資源と企業のノウハウ等をいかした新製品(新商品)、新サービスの開発を行うことを促進するための各種支援を進めます。

また、安心安全を求めるなどの新たな社会ニーズに対応する製品やサービスの導入につながる取組の支援に努めます。

(3)分野横断的な連携による販路の開拓<新規>

各産業はそれぞれ独自の販路を有しています。流通販売の方法や製品・サービスの複合化などで、既存の販路の拡大を始め新たな市場が開ける可能性も想定されます。

このため市場・販路の開拓についても、企業や団体などが連携・協力し、より広範囲な販路や市場の獲得に取り組むことを促進するため、連携機会の提供や情報発信等の様々な支援を進めます。

第4章 市場の開拓と付加価値の向上

これからの産業振興の実現には、既存の市場の再発掘と新たな市場の開拓が重要です。また、社会や経済の動きと連動して刻々と変化する市場に対応し、新製品（商品）・新サービスを開発するために情報受発信力の充実を進めます。

こうした市場に対して、付加価値の高い製品（商品）・サービスを提供することが重要であるため、大学との連携促進や起業の支援などにより付加価値を高めます。

本章は、産業振興の基本方針のもと、市場の開拓と付加価値の向上に向けた施策を示します。

それは3つに分けられ、まず情報技術をいかしたシティセールスや、各企業及び技術力を広くPRして市場を開拓していく「情報受発信力の充実」、次に製品（商品）・サービスの価値を高めるための「付加価値の向上」、そして起業支援や環境分野への重点投資などによる「新産業の創出」です。

4-1. 現状と課題

(1)平塚の魅力の発信について

本市の多彩な産業や地域資源・観光資源には、様々な魅力や特徴が潜在しています。

このため、潜在する魅力を発掘し、それらを市内外に広く発信することにより、まちのにぎわいづくりや活力ある産業づくりにつなげていく必要があります。

(2)地場製品の普及について

地場製品の普及を図るため、毎月1回ふれあいマーケットの開催、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝活動（各種物産展などへの参加及びパンフレットによるPR）などを行っています。

今後はインターネット販売を始め、様々な販売方法を導入するとともに、新たな特産品開発を行うなど、地場製品の開発・普及への取組が重要です。

(3)新産業の創出と育成について

産業競争力を強化し、持続的な発展を図るためには、創業や新産業の創出が重要です。そのためには、チャレンジ精神を持って新たな事業の創出に取り組む起業家を育成するため、導入時の支援（創業講座及び融資などの金融支援など）を行っています。

今後、さらに創業の支援に重点を置くとともに、創業後の経営指導等に幅を広げた総合的な支援が求められます。

4-2. 基本的な考え方と体系

(1)「市場の開拓と付加価値の向上」推進の方向

インターネットなど情報通信技術の活用などによる情報受発信力の充実や、大学との交流、企画力、開発力、技術力、経営力等のスキルアップ、地場産業の振興、起業、環境分野への取組など付加価値の向上を目指した産業振興策を推進していきます。

なお、情報には、商業、工業、農業、漁業、観光各々の分野別の情報と、それらを総合した情報があります。また、対象者として、個人、事業者、研究者などが考えられ、使われ方も多様です。このため、対象者が必要とする情報の内容やレベルを的確に届け、アピールできるシステムをつくる必要があります。

(2)「市場の開拓と付加価値の向上」推進の体系

①情報受発信力の充実

情報受発信力の充実

インターネット等を活用し平塚の産業や地域資源の魅力を広く発信するとともに、商業、工業、農業、漁業、観光等に関する情報受発信やネット販売などの促進を支援します。また、情報通信のネットワークの整備を支援します。

②付加価値の向上

大学との連携

事業者と大学との産学連携を進めます。

事業者のスキルアップ

付加価値を高めるためのスキルアップに対する支援を行います。

地場製品の普及

地産地消の場づくりやネット販売の促進など、地場製品の普及を進めます。

③新産業の創出

起業支援

起業家の育成を進めます。

環境分野への重点投資に配慮した新たな産業の取組

環境分野への重点投資に配慮した新たな産業の取組に対する支援を行います。

4-3. 振興施策

4-3-1. 情報受発信力の充実

(1) 情報受発信力の充実

【①魅力をアピールする情報受発信の支援】＜新規＞

本市が広く知られることは、ビジネスチャンスの拡大や、来訪者の拡大につながります。増加した来訪者は街のにぎわいづくりに貢献し、商店街や各産業の場に誘導することで産業振興につながります。

このため、産業関連のシティセールスの一つとして、インターネット等を活用し、平塚の産業の魅力を広く発信します。また、平塚を効果的にアピールするため、利用者のニーズに合わせた魅力ある情報づくりを支援します。

【②中小事業者等の情報受発信の支援】＜新規＞

情報にはパンフレットやマップなど、様々なツールがありますが、近年ではそれらの紙媒体の情報はデジタル化されホームページで提供されています。また、即時性のあるネットワーク上での口コミ情報が、市場を左右する時代になりました。市内事業者も、ネットワークを活用した情報発信を行っていますが、中小の事業者や高齢の事業者など、まだ十分に効果的な情報提供が行われていない場合があります。近年では、携帯電話でGPSを活用し店舗まで誘導することや、割安クーポンを発行し顧客の獲得を図るなど、新たな情報技術が実用化されており、今後も一層高度化することが想定されます。

そのため、商業、工業、農業、漁業、観光の各事業者が行う、インターネット等を活用した産業情報の受発信を支援します。

【③分野横断的な連携を進める情報通信ネットワークの整備】＜拡充＞

情報通信ネットワークでは、多数の人が情報を共有化できるとともに、紙媒体と異なり、情報を蓄積して検索、更新、対話することができるなど、多彩な活用が可能であり、フェイス・トゥー・フェイスの機会の場合とともに、分野横断的な連携を進めるための重要なツールとなります。さらに、ソフト面、ハード面ともに、今後も急速に発展することが想定されます。

そのため、業種間、事業者間及びそれらをサポートする人々が活発なコミュニケーションによって情報を共有化し、活用しあえる環境づくりのため、各産業が連携した地域産業全体の情報通信ネットワークの整備を支援します。

4-3-2. 付加価値の向上

(1)大学との連携<新規>

事業者と市内・市外の大学との産学連携を進めます（例えば、大学発による大学のシーズと事業者の結びつけなど）。

市内・市外の大学による企業従業員の聴講生受け入れや、事業者による大学生のインターンシップ受け入れなど、事業者と大学との連携を促進します。

(2)事業者のスキルアップ<新規>

事業者の付加価値を高めるため人材派遣に関する国の事業、知識層やシニア層の持つ知識、大学による研究成果などの知的財産を活用し、企画力、開発力、技術力、経営力等のスキルアップに対する支援を行います。

注：国の事業： 中小企業庁では、豊富な経験・ノウハウ等を有する大企業等の退職者及び近く退職を控える方々のうち、社会貢献の一環として中小企業の支援を行いたいとする方々を新現役と位置づけ、新現役の豊富な経験・ノウハウ等と、それを必要とする中小企業とのマッチングを促進するため、平成20年度より「新現役チャレンジ支援事業」を実施しています。

本事業は、平成19年度まで実施してきた「企業等OB人材活用推進事業」を抜本的に強化・拡充し実施するもので、新現役の登録と中小企業支援について量的 拡大・質的向上を図るとともに、都市部に偏在する新現役の地方での中小企業支援の拡大や、海外に流出しがちな高度技術を有する新現役の国内環流の促進を図ることとしています。

(3)地場製品の普及<拡充>

地産地消を視野に入れつつ、「湘南ひらつか名産品」の普及など地場製品の振興を進めます。地場製品の販売拠点として生産者と市民によるふれあいの場の創出に努めます。また、インターネット等を活用し地場産品を取り扱う仮想商店街やアンテナショップを開設するなど販売拠点の充実を支援します。

一方で、地産外商の推進のための、推進組織設立について検討します。

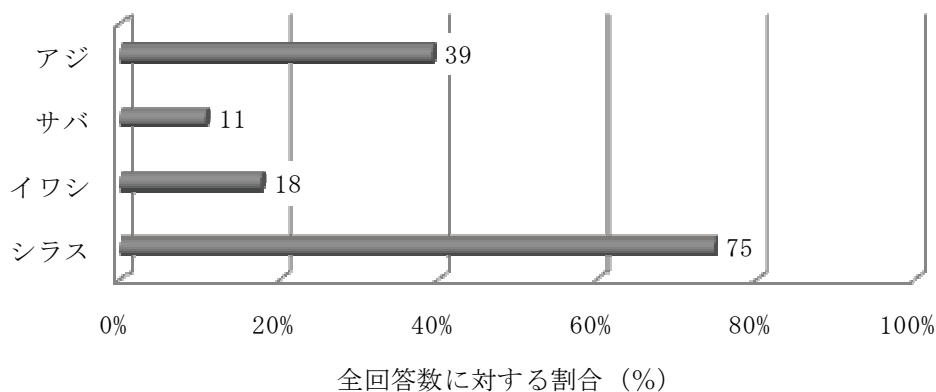
注：地産外商： 地場産品やその加工品を市外や海外市場に販売すること。この流れが全国各地で始まっています。



ふれあいマーケット(朝市)

また、地場産品の販売のために情報通信技術や映像技術等を活用するなど、地場産業の振興につながる新たな技術の研究を支援します。さらに、知的財産権の創造、保護、活用など、産業の高度化や経営改善に役立つ取組を支援します。

市民アンケート結果
ブランド化を図ることができると思う魚は（複数回答）



4-3-3. 新産業の創出

(1) 起業支援<拡充>

関係機関と連携し、様々な段階での各種講座を開催し、起業家の育成を進めます。

起業に当たっては、必要な情報、手続きに関する情報などの提供及び金融支援の充実を推進します。また、施設面について、空き室や空き店舗に関する情報の体系的な提供などの支援を行います。

(2) 環境分野への重点投資に配慮した新たな産業の取組<新規>

地球温暖化を防止するためのビジネスを広げていくことで、環境と経済の危機を同時に克服していこうとする「日本版グリーン・ニューディール」に配慮した新産業の創出など、環境分野への重点投資に配慮した新たな産業の取組に対して支援を行います。

注：日本版グリーン・ニューディール：平成21年1月に環境省が打ち出した太陽光発電や省エネ家電、低燃費車の市場拡大などが柱。環境関連市場を平成18年の70兆円から5年後は100兆円以上、雇用者数は同様に140万人から220万人以上としています。

第5章 経営基盤の強化

本市の経済活性化や雇用の確保など産業振興を推進するためには、事業者が経営環境の変化に対し、柔軟に対応するとともに持続的な発展を目指すことが大切です。このため、事業者の経営基盤の安定と強化を図るため、時代のニーズに対応した的確な施策を市が行うことが重要です。

本章は、産業振興の基本方針のもと、経営基盤の強化に向けた施策を示します。

それは4つに分けられ、まず主に企業経営の基盤の強化のための「企業経営の安定化」、次に優秀な人材の確保と育成のための「就労支援と人材育成」、環境制約を克服するための「環境への配慮」、そして非常事態に対応するための「災害対応力の促進」です。

5-1. 現状と課題

(1)事業者の経営基盤について

中小企業において資金調達が厳しい状況の中、本市においても中小企業の経営の安定と振興のため、各種融資制度及び金融総合相談窓口を設けて、市融資制度の案内と相談に関する業務を行っています。今後は、実際に経営の体質強化や効率化、安定化など経営基盤の強化につながる支援策のより一層の拡充が求められます。

(2)雇用情勢について

従来 of 終身雇用制度等から成果主義等への転換が進展するとともに、契約社員や派遣労働者等の非正規労働者が増加するなど、雇用形態の多様化、労働力の流動化が進んでいます。また、就労に対する若者の意識も多様化し、定職に就かないフリーターなどが増加しています。その一方で、団塊世代が定年を迎え生産年齢人口の減少による労働力不足と技能の継承が危惧されています。そのため、雇用や労働環境の安定を図る支援策が求められます。

(3)労働者の福利厚生について

労働者が安心して働き続けるためには福利厚生制度の充実が重要です。また中小企業においては、優秀な人材の確保や定着率を図るためには法定福利厚生だけではなく、健康管理や自己啓発、余暇利用などの法定外の福利厚生制度の充実が求められます。さらに、農業や漁業などの場においても、適切な福利厚生を求める声があり、業種に捉われない福利厚生制度の支援が求められます。

(4)労働知識について

今日、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や育児・介護休業制度の普及、定年延長や短時間労働の導入など雇用や就業の形態が多様化しています。また、国では雇用環境の整備を図るため、労働法令の改正や助成制度などの創設・拡充を適宜実

施しています。事業者が労働法令を遵守することは必然ですが、労働者においても自ら労働問題に対処する必要があります。そのため、社会経済の変化に対応できる知識や技術等を高める機会が求められます。

(5)人材育成について

我が国では、少子高齢化が急速に進むとともに熟練技能者の高齢化が顕著となる中で、新たな担い手となる後継者の育成が進まず、本市も同様に、工業の一翼を担ってきた高度な技能や技術の衰退が懸念されています。生産年齢人口の長期的な減少が予測されており、商業や農業においても新規就業者の減少による後継者不足が叫ばれています。このため、これまで蓄積された技術や知識、ノウハウなどを次代を担う多様な担い手に受け継ぎ、産業の持続的な発展を支えていく人材育成の強化が求められます。

(6)環境への配慮について

環境分野に関しては、平塚市環境共生型企业懇話会等、産業界、行政が一体となった取組を始め、事業者、農漁業者による様々な取組も行われています。環境問題に対する市民の関心が高まる中、これらの取組を継続して行うことが求められます。

(7)災害への対応について

地震、台風等の自然災害や大火災等は、多くの企業に直接間接の被害を及ぼします。特に、被災による事業の中断や復旧の遅れは、個々の企業ばかりでなく地域経済にも大きな打撃を与えるため、被害を最小化するための危機管理を進め不測の事態にあっても強靱な地域の経済基盤を構築していくことが求められます。

5-2. 基本的な考え方と体系

(1)「経営基盤の強化」推進の方向

事業者の経営の安定と振興を図るため、市融資制度や金融総合相談窓口の充実を推進します。また、多様化する雇用状況の安定と拡大を目的として雇用機会の創出を図るとともに、勤労者にとって働きやすい環境を整え、勤労者の能力向上を支援します。

(2)「経営基盤の強化」推進の体系

①企業経営の安定化

金融支援等による産業振興

相談窓口や融資制度の充実など、企業経営の安定化を支援します。

関係機関との連携による経営基盤の強化

国や県等の事業者に関する施策を利用し、経営基盤の安定化を図ります。

②就労支援と人材育成

就労支援の推進

関係機関との連携を図り、若年者を始め多様な世代の就労を支援します。

就労環境の充実

勤労者の生活安定や福利厚生の実施を図るための支援をします。

次代を担う人材の育成

国や県等の関係機関と連携し、人材育成を支援します。

知識層やシニア層のサポーターとしての活用

産業の支援者として知識層やシニア層などの人材活用を促進します。

③環境への配慮

環境への配慮

環境と調和した企業活動を支援し、環境負荷の低減への取組を促進します。

④災害対応力の促進

災害対応力の促進

災害時等の事業の継続や早期復旧のための取組を促進します。

5-3. 振興施策

5-3-1. 企業経営の安定化

(1)金融支援等による産業振興<拡充>

予測しがたい経済不況や深刻な構造不況など産業全般を取り巻く環境が厳しさを増す中、安定した企業経営を展開していくため、中小企業向け融資制度の充実に努めます。また、各種融資制度の紹介のみならず、経営支援など様々な課題に対応できる金融総合相談窓口の充実に促進します。

農漁業者の経営基盤の強化を図るため、設備導入などの融資に係る支援事業を行います。

インターネットを活用した商取引の拡大を視野に入れたホームページの充実や、急速に普及してきた電子マネーへの対応を促進し、経営基盤の強化を進めます。

(2)関係機関との連携による経営基盤の強化<新規>

中小企業は、大企業に比べ「人」「もの」「資金」などの経営資源が十分ではなく、昨今の厳しい経営環境や急速な環境変化への対応に苦慮している状況にあります。経営基盤を強化するためには、本市の施策だけでなく、国や県等の施策の活用も必要です。また、このことは、中小企業者のみならず、農漁業者においても同様であることから、国や県等との連携を図り、積極的に施策を活用できるよう、情報の提供を推進します。

5-3-2. 就労支援と人材育成

(1)就労支援の推進<拡充>

若年者の職業観を養い、適正な職業選択を促進するため、インターンシップなど就業体験の機会提供を進めます。また、定職に就けない若年者や定年を迎えた中高年者、障がい者などの就労支援を進めます。

ハローワークなど国や県等の関係機関との連携をより一層強化し、雇用の創出や適切な就労支援を進めます。また、生産年齢層の減少を踏まえ、雇用者の確保が困難な事業者に対しては、広報媒体などの活用により地元企業情報を広く提供し、必要とされる人材確保の協力を努めるとともに、幅広く後継者や技術者の発掘と育成に努めます。

- 注：国の主な機関：① 平塚公共職業安定所（ハローワーク平塚）において職業紹介、各種助成業務などを行っています。
② 平塚労働基準監督署において労使協定の受理、事務所における労務安全衛生、労働災害に関わる業務を行っています。

- 注：県の主な機関：① 神奈川県商工労働局では、県内の労政及び人材育成などの支援を行っています。
② かながわ労働センター湘南支所において労働相談、弁護士相談などの相談業務を行っています。
③ 平塚高等職業技術学校において失業者などの職業訓練を行っています。

(2)就労環境の充実<拡充>

勤労者の生活安定や福利厚生の実現を図るため、勤労者向けの融資制度の拡充や、福祉共済の支援をします。また、勤労者の知識と教養を深めるため、経済変動などの社会情勢に即した知識・技術等に関するセミナーを開催します。

(3)次代を担う人材の育成<新規>

国や県等の関係機関と連携し、高度な技能・技術を有する技能者・技術者を育成するため、人材育成を支援します。

(4)知識層やシニア層のサポーターとしての活用<新規>

経験やノウハウを持つ知識層やシニア層を中小企業や商店街などでサポーターとして活用します。

起業家支援できる人材や、新しい技術開発をアドバイスできる人材などを発掘し、産業コーディネーターとしていかにさせるシステムの構築を支援します。

5-3-3. 環境への配慮

(1)環境への配慮<拡充>

あらゆる産業部門で低炭素化が求められている中、排出量取引や税制のグリーン化、カーボン・フットプリント制度、炭素会計などの導入に向けた取組が動き始め、産業界の地球環境問題対策へのコスト増大が懸念されています。

注：カーボン・フットプリント制度：生産活動などに伴う温室効果ガスを把握すること。また、企業が自社の製品に表示し「見える化」を行う制度。

注：炭素会計：企業の地球温暖化対策を決算書のように明らかにし、環境にやさしい企業の社会的評価を高めるシステム。環境報告書と同様にいまだ、ルール化されていません。

事業活動の環境への負荷の低減化を推進するため、環境と調和した事業活動の支援に取り組みます。

商業者自らの環境に対する認識が高まるよう、必要情報の提供を行うとともに、優良店舗を広く市民に紹介していきます。

農業の環境への負荷の低減化を図るとともに、市民（消費者）に安心して安全な農畜産物を提供するため、有機減農業栽培の促進や畜産環境の改善など環境にやさしい農業の普及を進めます。

海洋環境の悪化は、海洋資源の育成や生産性の低下を招くため、漁業者と市民等との連携・協働により実施する海・浜・川の清掃活動等を支援・協力します。

また、地球環境問題への対応に関わる新たな制度や環境ビジネスに関わる情報の提供・紹介を行い、本市産業の経営に対する経済負担の影響を最小限にするとともに、新たな産業の活力に転換するように努めます。

今後は、国等の支援措置の動向や環境に関わる新たな制度の情報提供、環境負荷の低減に関する誘引策など、環境に配慮した活動を支援します。

5-3-4. 災害対応力の促進

(1)災害対応力の促進<新規>

大規模な災害時等にいかに事業を継続するか、あるいはいかに早期に復旧するかは、安定した受注の確保につながるとともに、事業者としての社会的信頼性を高めます。そのため、従来の防災の考え方に加えて幅広く非常時への対応力を高めるためのBCP（事業継続計画）等の導入の啓発に努めます。

注：BCP（事業継続計画、Business Continuity Plan）：

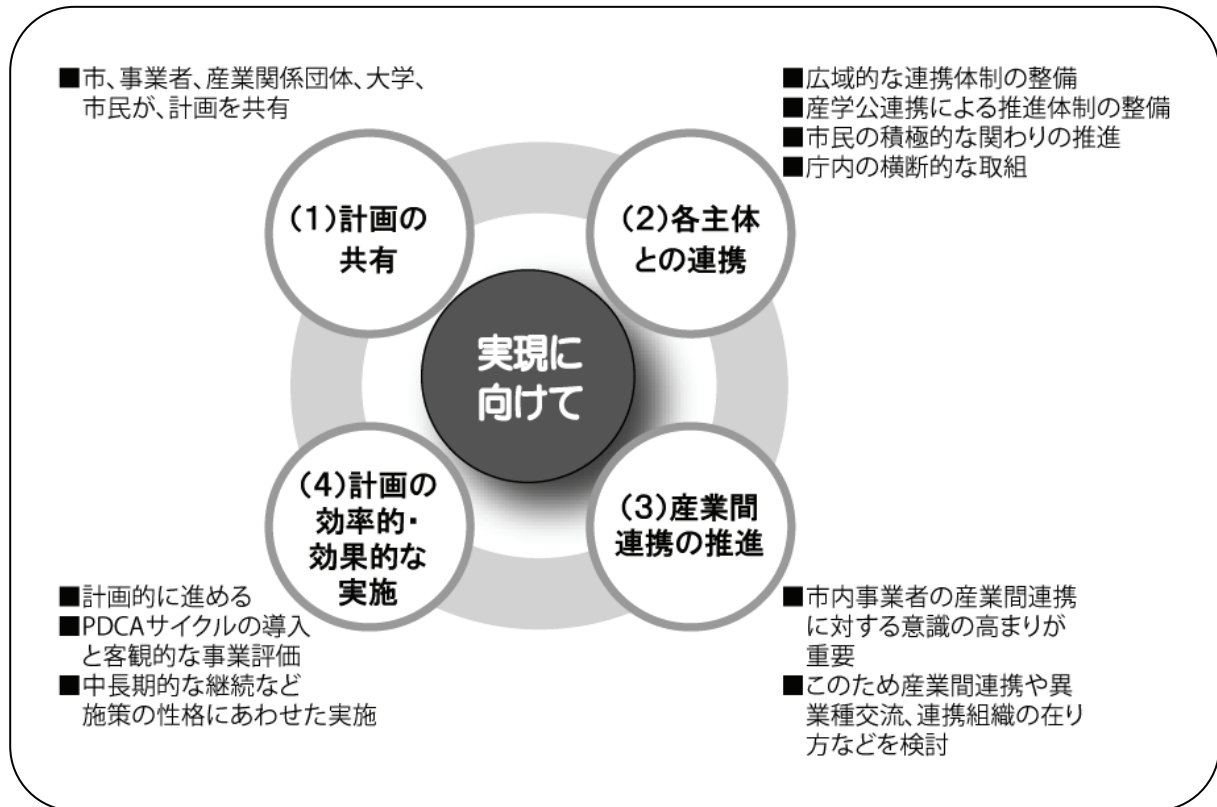
自然災害、火事などが発生した時に、事業資産の被害を最小にとどめ、事業の早期復興や継続性を高めるための、平時における対策についての企業のマニュアル。中小企業庁よりBCP策定運用指針が発表されています。



地震による道路被害

第6章 産業振興計画の実現に向けて

本計画の施策を総合的に推進していくため、庁内体制を整えるとともに、事業者、市民等との連携体制を整備し、産学公の連携や、国、県の施策との連携を図りながら、平塚市産業振興計画を具現化します。



(1) 計画の共有

本計画の実現に向けては、本市、事業者、各産業関連団体はもとより、大学、市民が、計画を共有し協働で進めることが重要になります。

このため本計画を、関係者に積極的に広報・PRするとともに、産業振興の基本方針の考え方や施策などに関する照会などに対応できる体制を整備します。

(2) 各主体との連携

【①広域的な連携体制の整備】

本市としては、「神奈川県中小企業活性化推進条例」などの県の条例や施策、国の各種施策との整合性に配慮するとともに、国や県との適切な役割分担や連携を図りながら、本計画に基づき各種施策を展開します。また、広域的な視点から周辺自治体とも連携しつつ、各種施策を推進します。

【②産学公連携による推進体制の整備】

本市の産業振興を推進するためには、産業界との連携が必要不可欠です。また、技術力の向上や新技術・新製品の開発、ベンチャー企業の創出などにおいては、大学との協働が重要です。

このため、市内の事業者及び各産業関連団体、大学などとの連携体制を整備し、本計画による各種施策を推進します。

【③市民の積極的な関わりの促進】

地域産業の発展のためには、産業の担い手や地域社会の一員である市民の果たす役割も極めて重要です。

このため産業振興に対する市民の理解を深め、積極的な参画を促進します。

【④庁内の横断的な取組】

本計画に掲げる産業振興施策が対象とする範囲は多岐に渡って関連を持つため、施策の推進に当たっては庁内各部と緊密な連携を図るなど、全庁的な体制で各種施策を推進します。

(3)産業間連携の推進

産業間連携の推進に当たっては、市内事業者の産業間連携に対する意識の高まりが重要と考えます。

このため、市内事業者の特性（産業間連携への関心や今後の方向性、得意分野など）を把握した上で、組織の在り方などを検討し、市内事業者が連携に参画するよう努めます。

(4)計画の効率的・効果的な実施

本計画の実施に当たっては、短期・中長期の実施計画を別途策定し、計画的に推進します。そして、限られた財源と人材で本計画の目的を達成するため、PDCA（計画・実行・点検・改善）サイクルを導入するとともに、主管部以外の職員による客観的な事業評価を行うことで、計画の効率的・効果的な実施に努めます。

なお、産業の振興には、その成果が早急に形や数値に現れないものの中長期的に継続していくことが重要である施策も数多くあるため、施策の性格を見極めて適切に実施していきます。

資料編

1. 本市の都市概要

1-1. 本市の広域的な位置

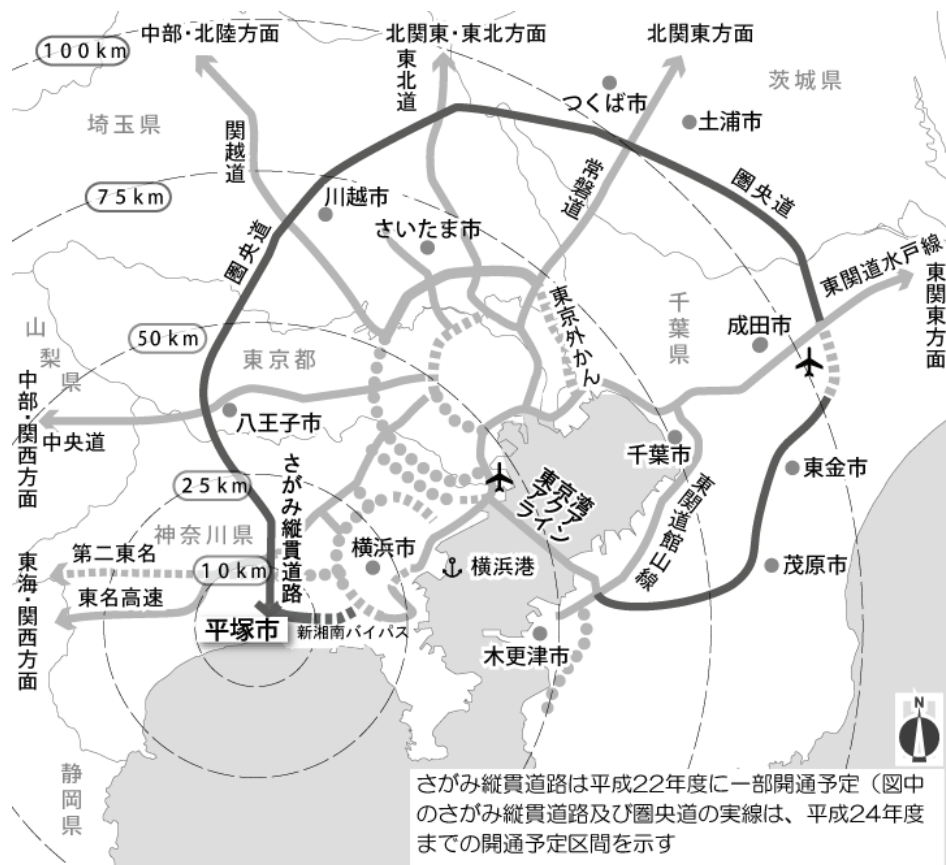
本市は神奈川県中央を流れる相模川西岸の河口部に位置し、東京から南西方向に約60km、JR東海道線で約1時間の距離にあります。東方は相模川をへだてて茅ヶ崎市・寒川町に、北方は厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は中井町・二宮町、金目川をはさんで大磯町に隣接しています。

市域は相模平野の南部に位置し、約4.8kmの海岸線から西北に広がる扇型をなしています。総面積は67.88km²で、東西12.25km、南北10.00kmの距離にまたがっており、南に湘南海岸、東に相模川、北西に緑豊かな丘陵地とその背後にそびえる丹沢、大山山麓を擁し、富士、箱根連峰を遠望する変化に富んだ地形、豊かな四季を通じて温暖な気候に恵まれた住み良い環境を有しています。

JR東海道本線が市南部の市街地中心部を東西に走り、平塚駅があります。

自動車専用道路として国道271号(小田原厚木道路)がJR東海道新幹線とほぼ平行して走っています。近年、相模川東側に自動車専用道路として、さがみ縦貫道路の整備が進められ、さらに交通アクセスの向上が見込まれています。

本市の広域的な位置

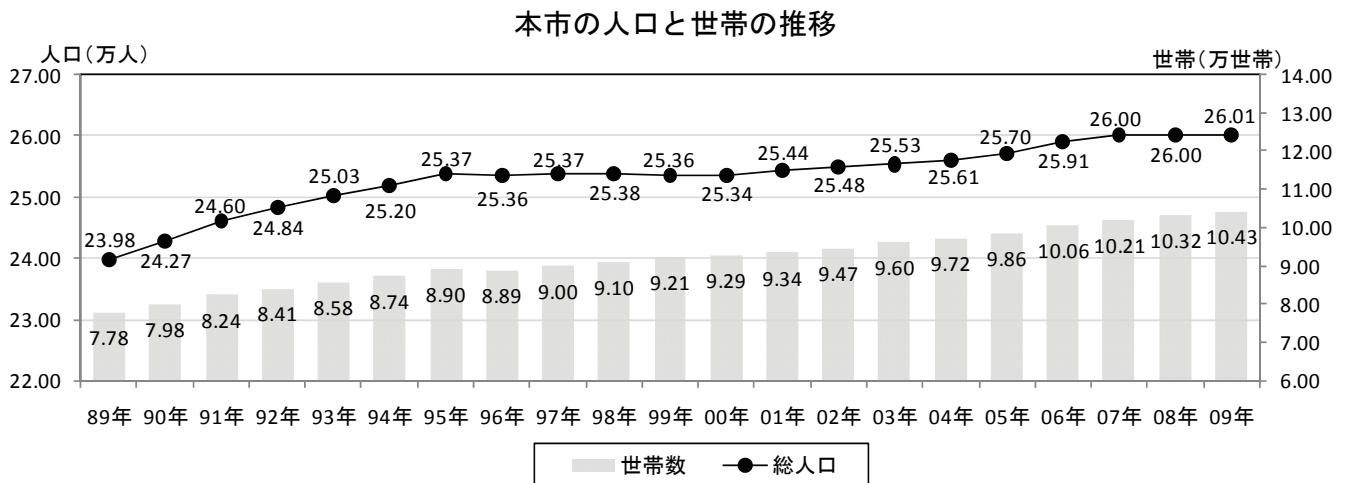


1-2. 主な都市指標

(1)人口

推計人口にみる本市の人口は、平成21年4月現在で260,123人であり、平成元年同月からの20年間は8.5%の増加となっており、増加基調にあります。ただし、この3年間は横ばい傾向にあります。

世帯をみると、平成21年4月現在で104,345世帯であり、同様に34.1%の増加となっています。



出典:平塚市の人口と世帯(推計人口による、各年4月)

国勢調査における本市の人口(夜間人口)は、平成17年現在で258,909人であり、平成2年からの15年間で5.3%増加しています。一方で昼間人口は261,629人であり、同様に3.2%増加しています。

この結果、昼夜間人口比率は、若干減少する傾向となっています。ただし直近の5年間(平成12年から平成17年)は、100.96%から101.05%と僅かですが盛り返しを見せています。

本市の夜間人口と昼間人口

	夜間人口	流入人口	流出口	昼間人口	昼夜間人口比率
平成2年	245,872	60,030	52,542	253,438	103.08%
平成7年	253,798	60,836	57,959	256,675	101.13%
平成12年	254,627	58,348	55,905	257,070	100.96%
平成17年	258,909	57,142	54,422	261,629	101.05%
H17/H2	105.30%	95.19%	103.58%	103.23%	

注:夜間人口には、年不詳の者を含まず

出典:国勢調査

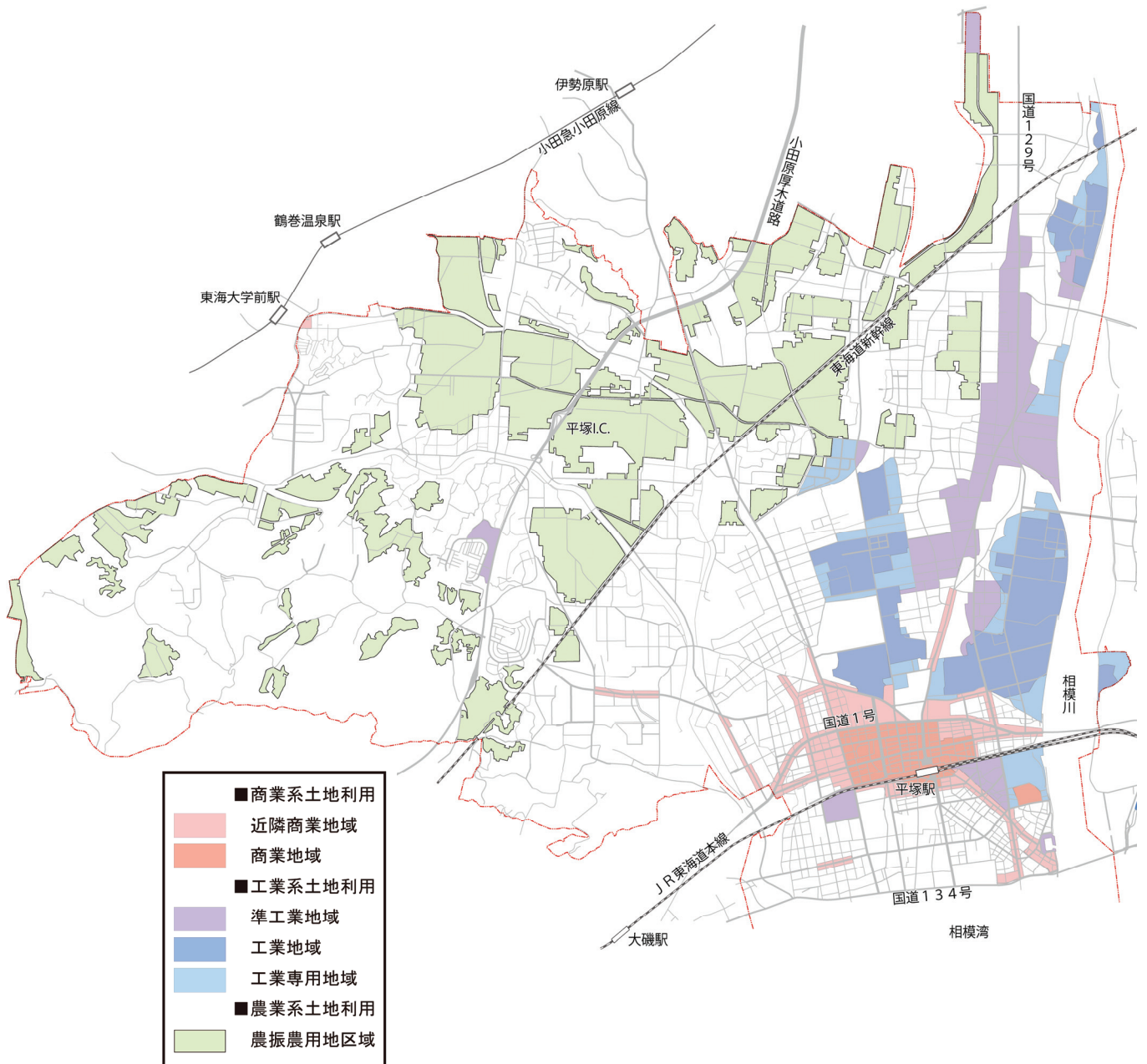
(2)土地利用

本市の面積は67.88k㎡であり、このうち30.84k㎡(45.4%)が市街化区域となっています。この市街化区域のうち、工業系土地利用(=工業系用途地域)は7.53k㎡(24.4%)を占めます。また、商業系土地利用(=商業系用途地域)は2.55k㎡(8.3%)を占めます。

本市の工業専用地域は天沼、堤町、長瀬から田村、大神にいたるまでの相模川右岸と県道大島明石線沿いに、追分、西八幡から新町・四之宮周辺にかけて広がっており、大企業を中心に多くの工場・研究所が立地しています。また、それを取り巻く形で工業地域と準工業地域が配置され、中堅・中小企業の工業が立地しています。

市街化調整区域は全体の37.04k㎡(54.6%)を占めており、中部、北部、西部を中心に農地が広がっています。

本市の産業系土地利用

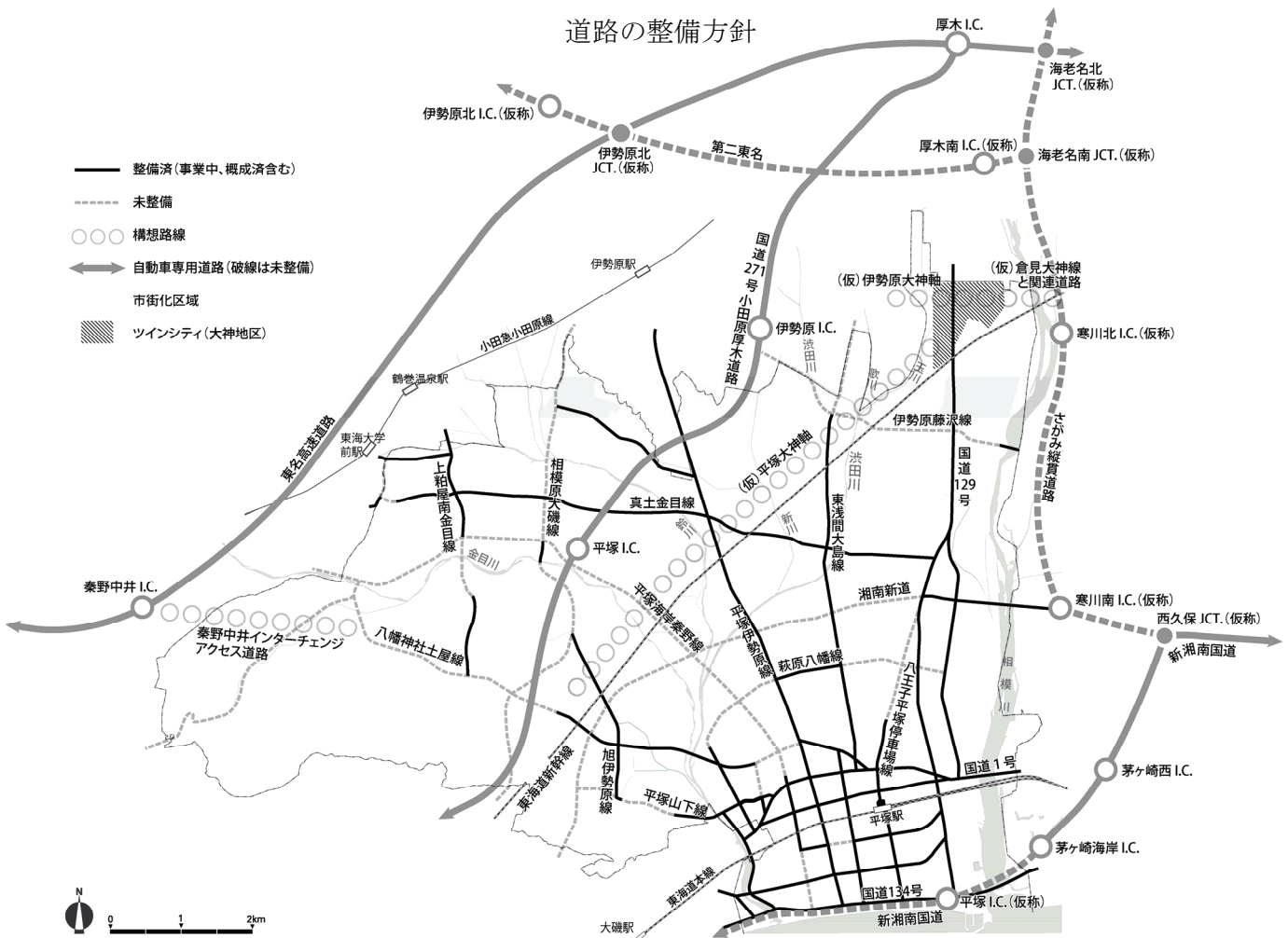


(3)道路

本市の主要な道路は、平塚駅を中心として、東西方向に国道1号、放射方向に国道129号などの幹線道路が伸びているほか、自動車専用道路として国道271号(小田原厚木道路)がJR東海道新幹線とほぼ平行して走っています。相模湾に沿って国道134号が走っており、これらの道路が一体としてネットワークを形成しています。国道129号と国道271号は、東名高速道路へと連絡し、広域交通アクセスにも優れています。

今後は、東西方向としては、国道134号の慢性的な渋滞に対応するための段階的な整備、東西都市間を強くつなぎ相模川橋りょう部での交通混雑を緩和するための湘南新道や伊勢原藤沢線などの整備、さがみ縦貫道路の寒川北インターチェンジ(仮称)やJR東海道新幹線新駅への交通アクセスとして(仮称)倉見大神線と関連道路などの整備が計画されています。また、放射方向としては、小田急小田原線の3駅へつなぐ平塚海岸秦野線や相模原大磯線などの整備などが計画され、秦野中井インターチェンジへつなぐ同アクセス道路の検討が予定されています。

さがみ縦貫道路と寒川南インターチェンジ(仮称)が整備されると、市内外を結ぶ物流交通は従来の東名高速道路からシフトする可能性を秘めており、市内における産業立地のポテンシャルが高まることが想定されます。

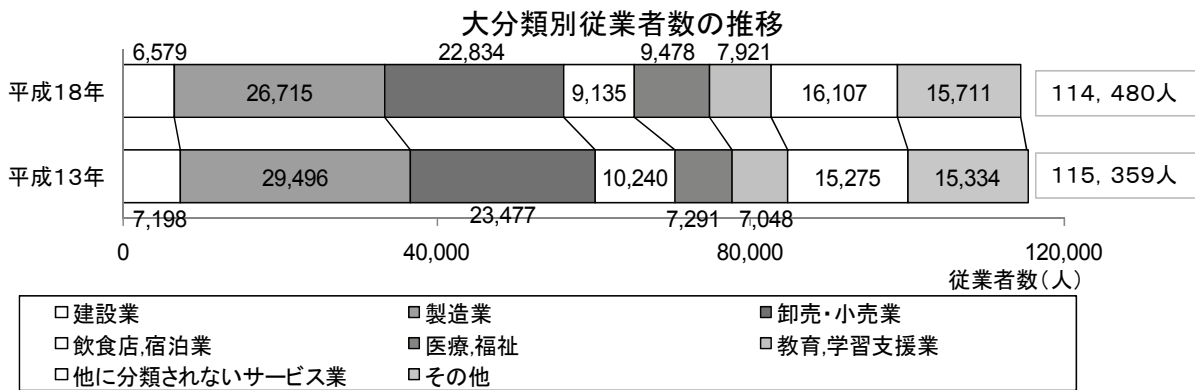


出典:平塚市都市マスタープラン(第2次)

(4)産業の概況

市内の事業所で働く就業者数は、平成18年現在で114,480人です。平成13年と比較すると、879人(0.8%)減少しています。業種別にみると、製造業の約2,800人減少、飲食店、宿泊業の約1,100人の減少に対して、医療、福祉の約2,200人増加が目立ちます。

平成18年における業種構成は、最も多いのは26,715人を擁する製造業であり23.3%を占めます。そして卸売・小売業の19.9%、他に分類されないサービス業の14.1%と続きます。



出典：事業所・企業統計調査

平塚の産業の県内における順位は、卸売業は商品販売額ベースで5位、小売業は同様のベースで7位、工業は製造品出荷額ベースで5位、農業は農業産出額ベースで3位、漁業は漁獲金額ベースで8位、観光は観光客数ベースで7位となっています。

人口の6位や従業者数の7位を基準とすると、卸売業や工業、農業が比較的上位を占めています。

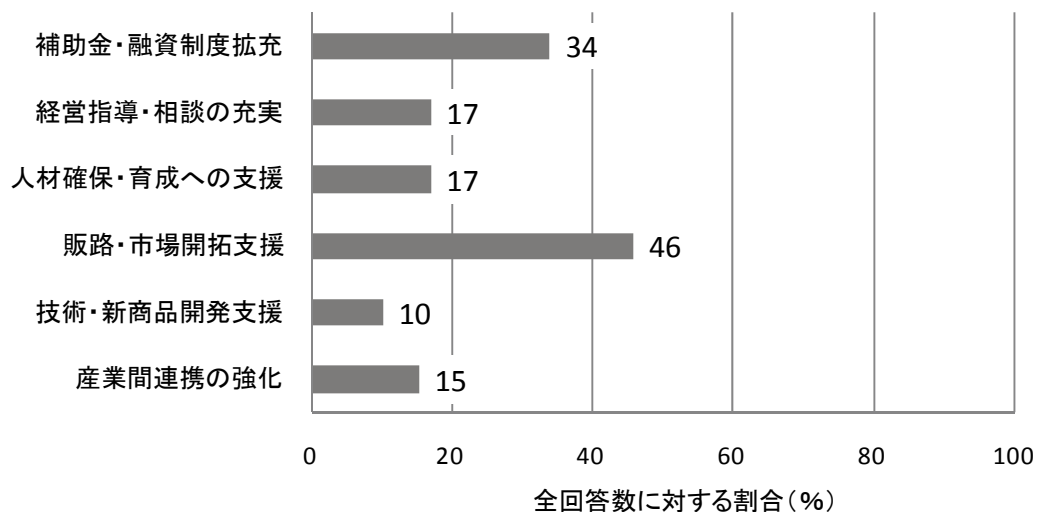
各産業の指標



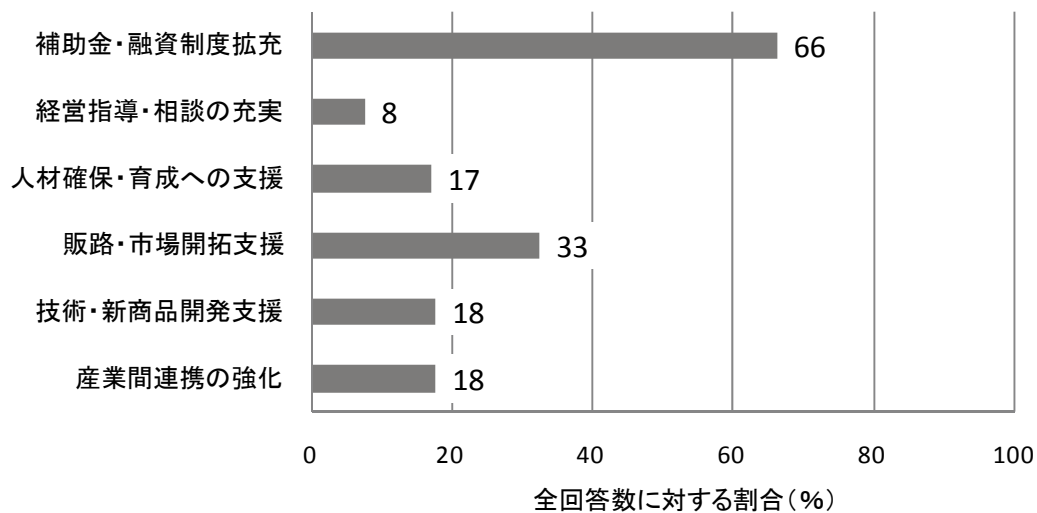
2. アンケート結果の概要

(1) 事業者の施策ニーズ

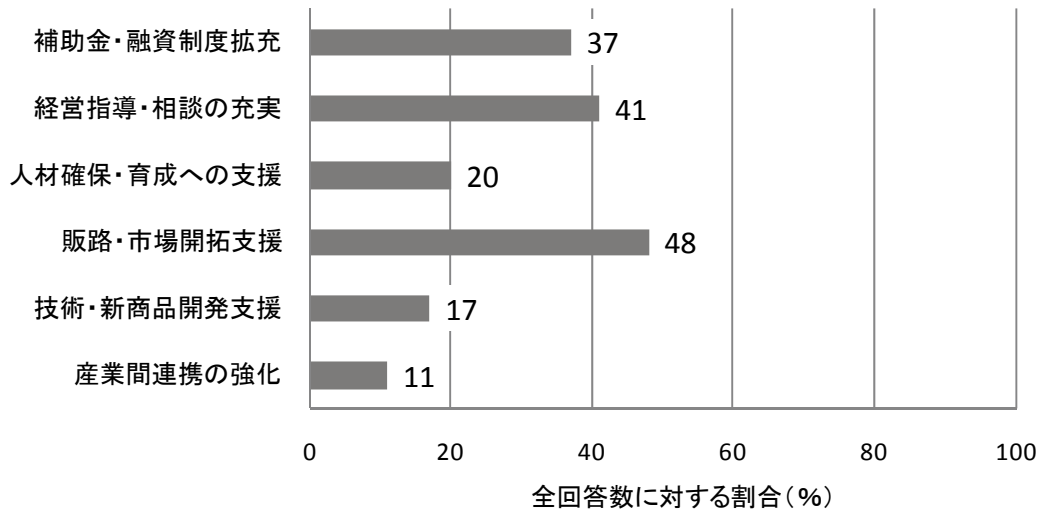
【商業】市に優先的に取り組んで欲しい施策（複数回答可）



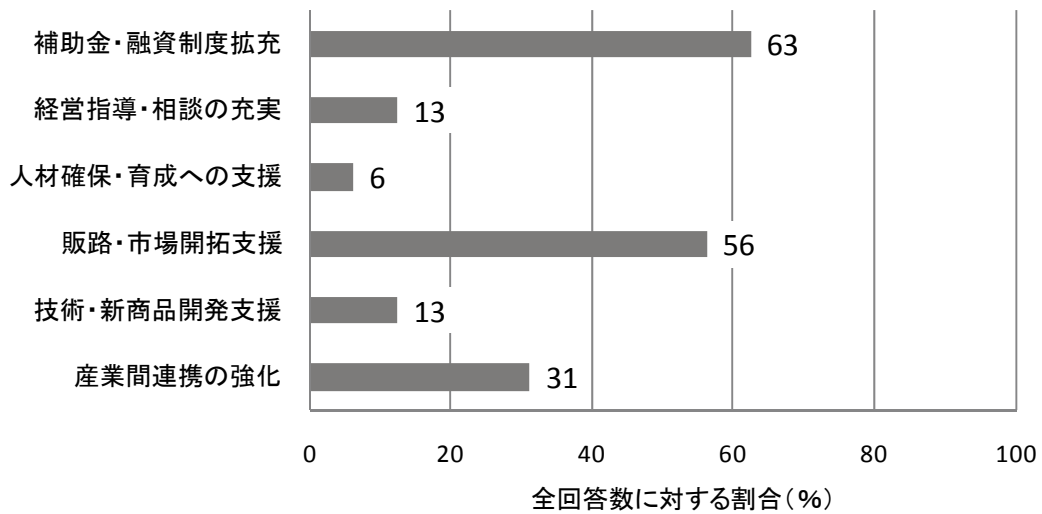
【工業】市に優先的に取り組んで欲しい施策（複数回答可）



【農業】市に優先的に取り組んで欲しい施策（複数回答可）

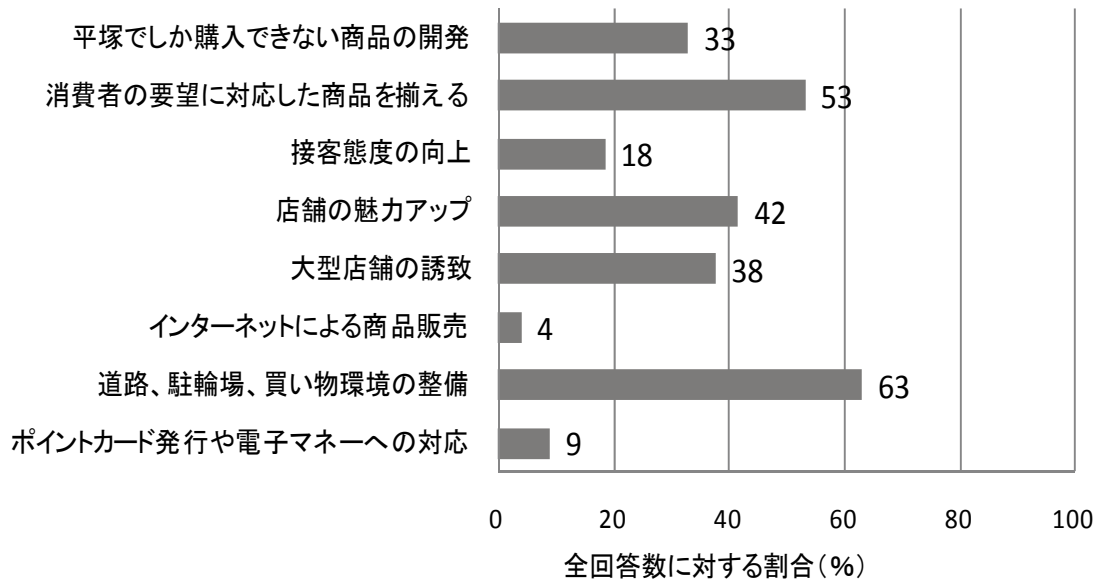


【漁業】市に優先的に取り組んで欲しい施策（複数回答可）

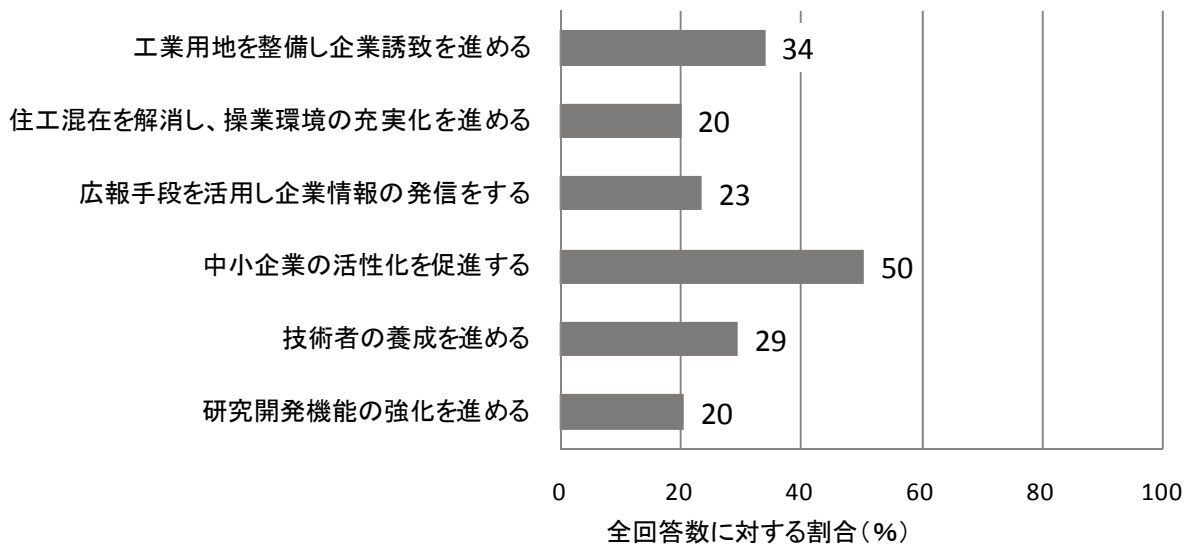


(2)市民の意向やニーズ

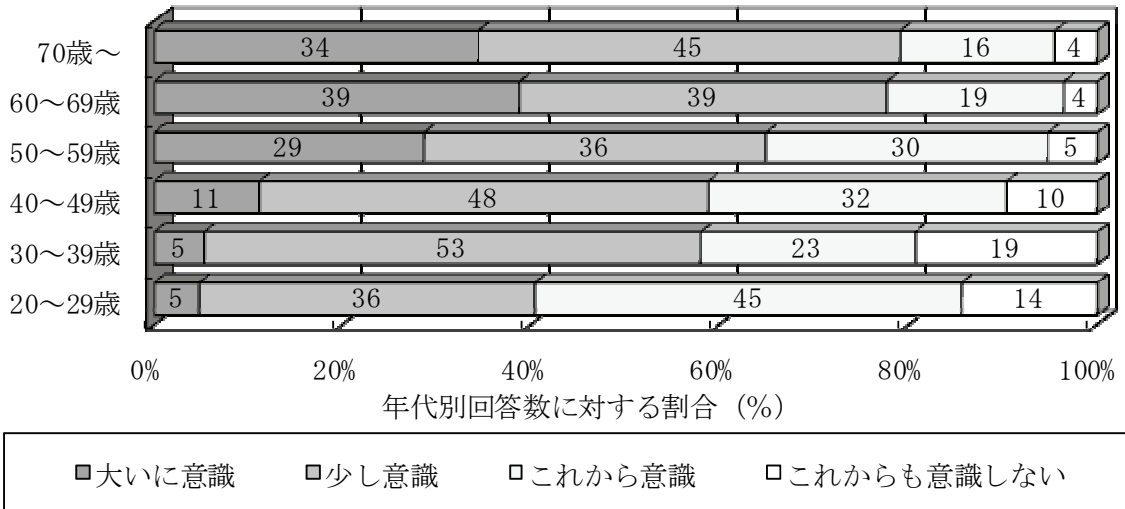
【商業】 中心商店街を魅力あるものにするためには何が必要か（複数回答可）



【工業】 工業を振興するためには何が必要か（複数回答可）

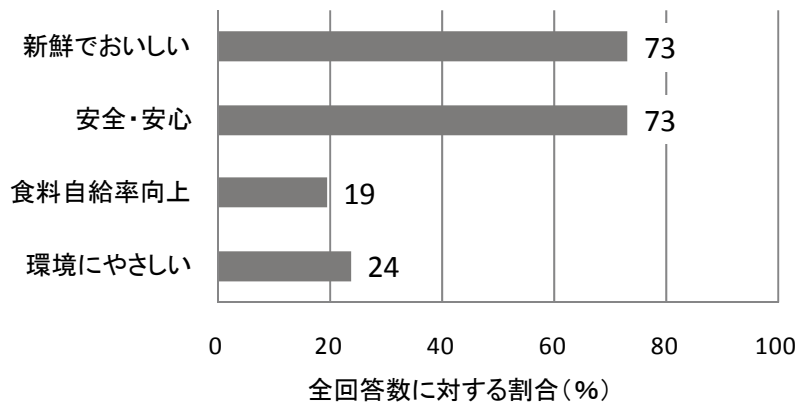


【農業、漁業】地産地消を意識して農産物や水産物を購入しているか

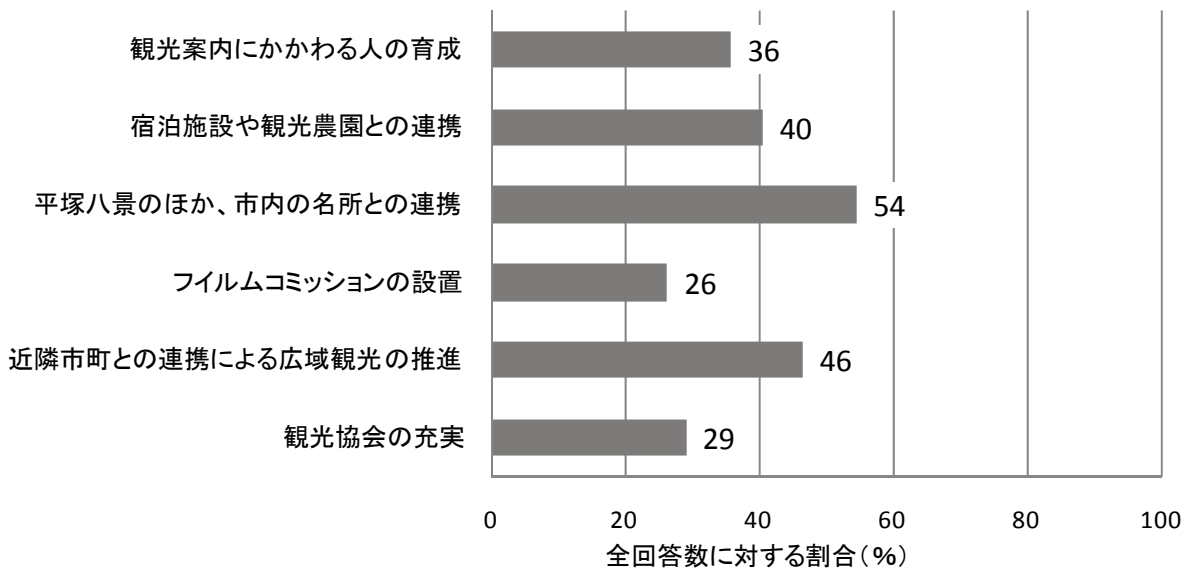


【農業、漁業】地産地消を意識して購入する理由（複数回答可）

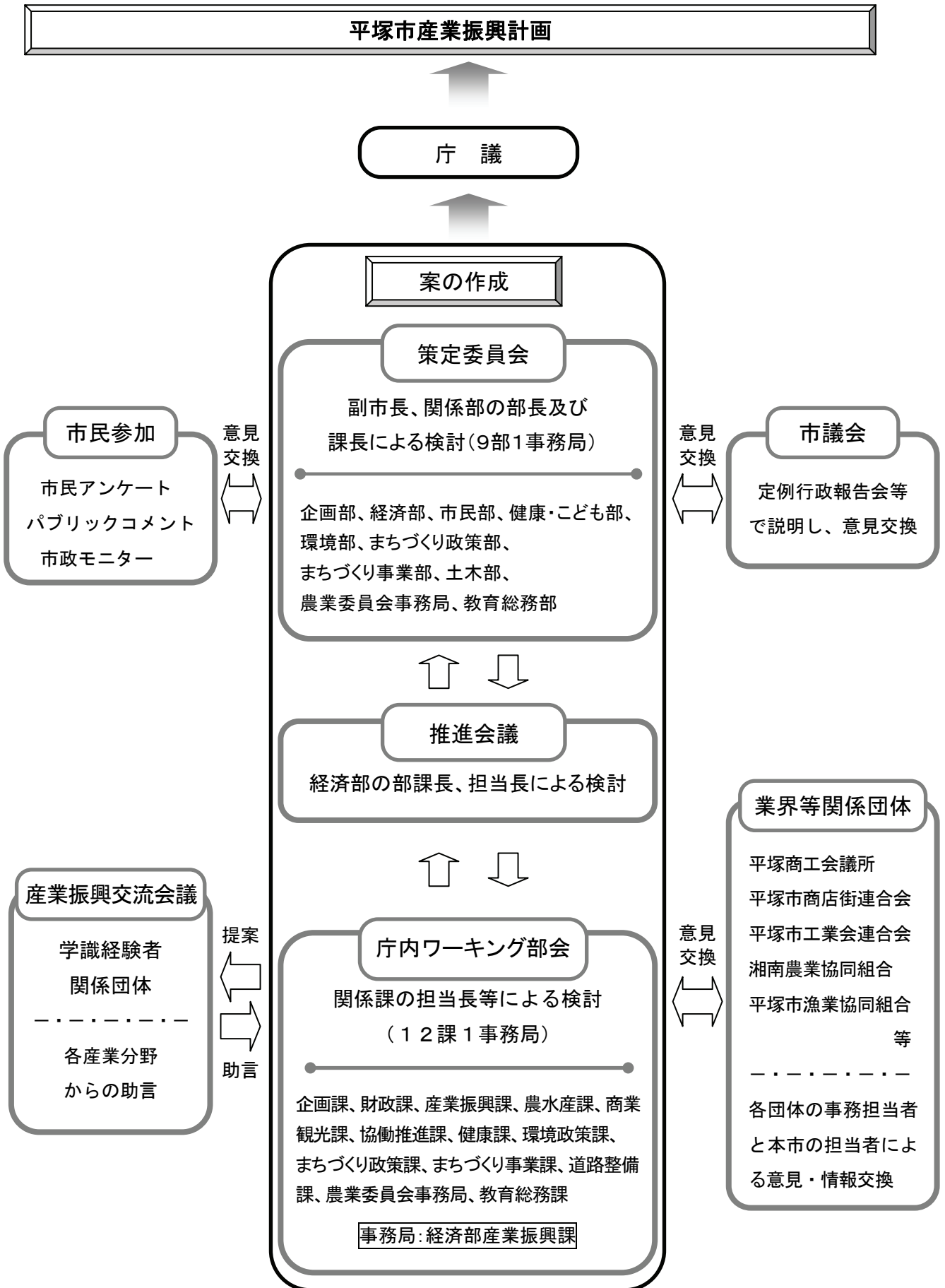
前の問いで「大いに意識」「少し意識」と回答した人を対象



【観光】本市の観光を振興するためには何が必要か（複数回答可）



3. 策定体制



役割分担の説明(概要)

○庁内組織

・庁内ワーキング部会

庁内関係課（12課1事務局）の担当長等により組織した作業部会で、平塚市産業振興計画（案）の策定に関する作業を行う。

・推進会議

庁内ワーキング部会が検討した平塚市産業振興計画（案）について更なる検討を重ねる。

・策定委員会

副市長を座長に、庁内関係部（9部1事務局）の部課長により組織した検討委員会で、平塚市産業振興計画（案）に関する方向性の決定を行う。

・庁議

平塚市産業振興計画（案）の策定に関する高度な政策決定を行う。

○庁外関係団体等

・市議会

平塚市産業振興計画（案）について定例行政報告会で説明し、意見交換を行う。

・業界等関係団体

商工会議所を始め、各業界関係団体の事務担当者と本市各業担当者が意見交換・情報交換を行い、平塚市産業振興計画（案）策定に反映させる。

※農業関係：湘南農業協同組合、平塚市園芸協会、平塚市畜産会

※漁業組合：平塚市漁業協同組合、平塚魚商業協同組合

・市民参加

市民アンケートを実施し、結果を平塚市産業振興計画（案）策定に反映させる。

また、平塚市産業振興計画（案）策定に先立ち、広く市民の意見を聴取してその結果を反映させよりよい計画にするためのパブリックコメントを実施する。

・産業振興交流会議

平塚市産業振興計画（案）策定に当たり、平塚市産業振興交流会議を設置し各産業分野における活性化・振興策等の助言を受ける。構成員は学識経験者及び商工会議所を始めとする各業界関係団体の代表者とする。

4. 検討経過

【検討経過】

H. 20.	7	経済部内ワーキング部会開始
H. 20.	8	各産業における現状と課題の抽出
H. 20.	10	基本方針案の作成
H. 21.	1	「平塚産業活性化ビジョン」のたたき台（案）作成開始
H. 21.	1	第1回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	2	第2回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	3	第3回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	3	第1回平塚市産業振興交流会議開催
H. 21.	3	アンケートの実施（事業者、市民）
H. 21.	4	20年度ビジョンの検証
H. 21.	4	委託業者決定
H. 21.	4	第4回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	5	第1回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	5	第5回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	6	第2回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	6	第3回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	6	第4回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	6	第5回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	6	第6回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	6	第6回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	6	第7回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	6	第2回平塚市産業振興交流会議開催
H. 21.	7	第7回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	7	第8回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	7	第9回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	8	第8回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	8	第10回平塚産業活性化ビジョンワーキング部会開催
H. 21.	8	第9回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	8	第10回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	8	第1回平塚産業活性化ビジョン策定委員会開催
※	8. 21	「平塚市産業振興計画」に名称変更
H. 21.	8	第11回平塚市産業振興計画ワーキング部会開催
H. 21.	9	第11回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	9	第3回平塚市産業振興交流会議開催
H. 21.	9	第2回平塚市産業振興計画策定委員会開催
H. 21.	11	第12回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 21.	12	第13回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 22.	1	第12回平塚市産業振興計画ワーキング部会開催
H. 22.	1	第14回平塚産業活性化ビジョン推進会議開催
H. 22.	1	第4回平塚市産業振興交流会議開催
H. 22.	2	第3回平塚市産業振興計画策定委員会開催

【平塚市産業振興交流会議 委員名簿】

分野	所属	役職	氏名
商業関係	平塚市商店街連合会	副会長	平井 保二郎
工業関係	平塚市工業会連合会	事務局長	矢作 幸一
農業関係	湘南農業協同組合	専務理事	横尾 孝
	平塚市園芸協会	会長	平野 英一
	平塚市畜産会	会長	加藤 隆英
水産業関係	平塚市漁業協同組合	代表理事組合長	後藤 勇
	平塚水産加工組合	組合長	高橋 裕
観光関係	平塚市観光協会	理事	市川 正雄
学識経験者	平塚商工会議所	専務理事	伊澤 繁雄
	東海大学	政治経済学部教授	小中山 彰
	神奈川大学	経営学部教授	田中 則仁

平塚市産業振興計画

平成22年(2010年)3月

発行者 平塚市 経済部産業振興課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1

電話 (0463)23-1111(代)

FAX (0463)23-9467

ホームページ <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>

～連携して挑戦～

多彩な産業がきらめき 躍動するまち・ひらつか